

平成24年第370回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年6月8日(金曜日)午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町政報告
- 日程第5 報告第2号 平成23年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第6 報告第3号 平成23年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 日程第7 報告第4号 出資法人の経営状況について
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 矢吹町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 議案第39号 防災行政無線デジタル改修整備工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案の上程
議案第37号・第38号・第40号・第41号・第42号・第43号
(町長提案理由説明のみ)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	11番	角田秀明君
12番	柏村栄君	13番	諸根重男君
14番	藤井精七君	15番	吉田伸君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員(1名)

10番 熊田 宏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	代 表 監 査 委 員 佐 藤 昇 一 君
企 画 経 営 課 長 藤 田 忠 晴 君	総 務 課 長 水 戸 邦 夫 君
税 務 課 長 井 戸 沼 寿 量 君	町 民 生 活 課 長 会 田 光 一 君
保 健 福 祉 課 主 任 主 査 兼 梅 原 佳 代 子 君 健 康 増 進 係 長	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 圓 谷 誠 君 事 務 局 長
都 市 建 設 課 長 藤 田 豊 君	上 下 水 道 課 長 円 谷 清 茂 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 円 谷 一 雄 君	教 育 次 長 兼 陳 野 秀 敏 君 学 校 教 育 課 長
生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 近 藤 尚 一 君	

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 須 藤 源 太	主 幹 兼 局 長 補 佐 菊 地 利 雄 兼 次 長
---------------------	-----------------------------------

◎開会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第370回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、熊田議員より欠席する旨の届け出がありました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

なお、議場及び各委員会においては、携帯電話の電源を切るかマナーモードでの対応をお願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 薄 葉 好 弘 君

4番 佐 藤 幸 市 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君

〔議会運営委員長 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、報告いたします。

第370回定例町議会が本日6月8日招集になりましたので、それに先立ちまして6月5日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長からの提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会期を本日6月8日から6月18日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は12件であります。そのうち報告3件、承認2件、議案1件は全体審議に、条例改正等は2件、陳情2件、その他1件については、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。また、

3件の補正予算議案については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、本会議で工事請負契約締結議案1件は全体審議として議決いたし、日程第11で議案第37号、第38号及び議案第40号から議案第43号までを一括上程して、町長からの提案理由説明のみとして初日は終了いたします。

第2日目の6月9日、第3日目の10日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の11日月曜日は、午前10時より通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の12日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案の付託をいたします。午後1時からは各常任委員会を開催いたします。

第6日目の13日水曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の14日木曜日は、午前10時から前日に引き続き予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の15日金曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第9日目の16日、第10日目の17日は、土曜日、日曜日ため休会といたします。

第11日目の18日月曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案の審査結果を各委員長から報告を受け審議、採決を行った後、今定例会は終了となります。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、今議会は先例によって、最終日、本会議終了後の午後6時から、あさひ食堂において町管理職との懇親会を予定しておりますので、皆さんのご参加をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日6月8日から6月18日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月8日から6月18日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、及び陳情文書表、議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配布してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 特例水準解消により公的年金2.5%削減に反対する

意見書、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書、発議第3号 原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書につきましては、3月12日付で各関係機関に送付いたしました。

これより、例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査結果について、ご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、平成23年度2月分を3月26日に、3月分を4月24日に、平成23年度及び平成24年度4月分を5月23日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、平成23年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者並びに上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものとして認めましたが、年度末に事務処理の効率化に逆行した支出更正処理が多数、約120件程度ありましたので、厳正な事務取り扱いをするよう指導を行ったことを申し添えます。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

次に、私から、去る6月4日開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告いたします。

定期総会での議案についてであります。議案第4号、21件のうち第5号、第6号は、町村振興対策に関する要望として西白河地方町村議会議長会より提出され、決議されました。

第5号は、道路網の整備促進についてでありまして、内容は、広域農道の県道への編入を含む、主要地方道及び国道並びに重要な高速交通体系へのアクセス交通網と幹線交通網の整備促進を図るものであり、いずれも地域の振興発展に不可欠の要件であり、緊急に対処しなければならない課題として要望したものであります。

次に、第6号は、福島空港の国際貨物空港としての基盤整備と周辺地域の企業誘致促進についてであり、福島空港は、首都圏に近い地方空港として、貨物輸送の促進等が図られているところであります。ついては、国内及び国際定期路線の利用を図ることはもとより、国際貨物空港として、基盤整備とあわせて空港周辺地域への貨物物流拠点の推進、近隣の工業団地への企業誘致促進を要望するものであります。

次に、議案第5号 決議並びに実行運動方法について、並びに議案第6号 特別決議についてであります。福島県町村議長会会長より提案があり、別紙のとおり決議されました。

主な内容としましては、議案第5号は、我々地方議会人は、地域住民の代表としての使命に徹した積極的な議会活動を通じて、町村自治の振興発展のため、1つ、地方分権改革の推進、1つ、町村財政基盤の確立など8点について、早期実現を期することとしたものであります。次に、議案第6号は、新生ふくしまの創造に向けた決議でありまして、今こそ国は、福島の再生なくして日本の再生なしという強い決意を実行をもって示すべきであり、国は本県が掲げる新生ふくしまの創造を図るとともに、特段の措置を講じるよう強く国に要請す

るものであります。

最後に、役員改選が行われ、新監事に金山町議会の長谷川盛雄議長が就任されました。

以上で私からの平成24年度福島県町村議会議長会定期総会の報告は終わります。

◎町政報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第370回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、栗崎議長を初め、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

初めに、東京電力原子力損害賠償及び県南・会津・南会津地域給付金給付事業についてであります。原子力損害賠償紛争委員会において、本町を含む県南地方及び会津、南会津地方が、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の賠償対象外とされたことにつきまして、福島県民等しく適切な賠償がなされるよう、町民の皆様にご署名活動の協力をいただき、町議会と連携を図りながら、継続的かつ強力で国及び東京電力株式会社へ要望活動を行ってまいりました。

これら活動の結果、先般、東京電力株式会社では、18歳以下の子供及び妊婦に20万円の賠償金の支払いが決定し、福島県では、18歳以下の子供及び妊婦に10万円、それ以外の方には4万円の給付金支給が決定したところでもあります。現在、それぞれ支給に向けた手続を進めているところではありますが、東京電力の賠償金については6月上旬、県の給付金は6月下旬から申請手続を開始する予定とされており、原子力被害を受けた町民に一定の経済的措置が図られるものと考えております。

なお、県の給付金の支給窓口は市町村となることから、給付金及び支給に要する経費を含む補正予算案を今議会に計上させていただきました。

町民の皆様の経済的負担の軽減が図られたことについては喜びを感じることでありますが、当初より求めている適切な賠償はなされていないと受けとめており、今後も要望活動等を継続してまいります。

次に、除染実施計画についてであります。除染実施計画については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された地域の市町村が定めるもので、平成24年3月に環境省福島再生事務所に矢吹町除染実施計画を提出し、協議を行いました。

3月の段階では、比較的空間放射線量が低い三神地区を除染対象地域から除外する、もしくは当該自治体が除染費用を負担するとの記載をするよう指導があり、町では、除染を実施する地域、実施しない地域をつくることは地域の分断につながることから、西白河町村会を通じ、5月15日に放射性物質の除染に係る要望書を民主党輿石幹事長及び細野環境大臣に提出し、町内全域を除染対象地域とするよう強く要望してまいりました。これにより、国からの交付金により、町内全域での除染実施を基本とする協議が再開されたところであります。

次に、農用地除染事業についてであります。柿之内地区、田内地区の水田約132ヘクタールを対象に放射性物質の吸収抑制資材であるゼオライト及びカリ肥料を散布し、反転耕による除染を行いました。本事業は、

空間放射線量の低下、玄米への放射性物質の移行抑制、風評被害の払拭を目的に実施しており、今後も矢吹町除染実施計画に基づき関係機関と連携を図り、農協独自に調査を行った土壌線量マップ等を活用しながら対策を講じていく予定であります。

次に、義援金の支給についてであります。国、県及び町の義援金については、平成23年5月10日に申請受け付けを開始し、5月25日に第1回目を配分、その後、本年5月18日までに合計28回の配分をいたしました。これまでの配分世帯、配分総額は、全壊411世帯、大規模半壊155世帯、半壊1,245世帯で、配分総額は14億4,278万188円であります。

町義援金については、これまでご支援をいただきました総額が5月16日現在で6,358万3,266円であり、5月18日までの住家被害における配分額は5,583万5,000円、商工等事業者への配分額は299万円であり、配分総額は5,882万5,000円となっております。

次に、損壊家屋等の解体撤去支援事業についてであります。東日本大震災により損壊した家屋、事業所等の解体撤去について、生活環境の保全と町民生活の安全・安心の確保を図るため、家屋等の所有者からの申し込みにより解体撤去費用を支援しております。5月29日現在、申請が530件を上回っており、これら申請に基づく建物の解体及び支払い事務に鋭意取り組んでいるところであります。

なお、申請期限については、6月29日まで延長させていただき、被災された方の救済に努めてまいりたいと考えております。

次に、被災家屋への罹災証明についてであります。町では震災後の昨年4月から、申請に基づき町内全域において罹災調査を行ってきました。本町においては、近隣市町村に比べ被害の程度が著しく、全壊546件、大規模半壊301件、半壊1,684件、一部損壊2,123件の合計4,654件であります。最近の申請につきましては、震災から1年を経過したことから、新規のものは、ほとんどなくなってきており、被災された方には、おおむね罹災証明書は発行されたものと考えております。このような状況から、管内市町村では、時を同じく7月31日をもって罹災調査の受付を終了することとしております。

次に、中小事業者復旧・復興支援事業についてであります。震災による被害を受けた中小企業者の事業再開を支援するため、県の中小企業等復旧・復興支援事業補助金及び中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金の交付を受けた事業者に対し、県補助金の交付決定額の10%相当額を町独自の支援事業として、矢吹町中小企業等再生助成金により、27件、総額888万円を助成いたしました。

また、震災関係の制度融資を利用した町内の中小企業者等に対し、信用保証料を補助する矢吹町震災関係特別融資信用保証料補助金が71件、総額1,309万円、震災により被災を受けた町内の中小事業者に対し、矢吹町中小事業者災害見舞金として205件、総額488万円を支給しております。

次に、災害復旧工事の進捗状況についてであります。初めに、道路につきましては、明許繰越の承認を受けました国庫補助事業分の78路線、事業費約4億500万円のうち町道松倉・大池線を初めとする12路線が5月末までに完了したところであり、残り66路線については、年度内完了を目指し復旧を進めてまいります。また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について、現在、工事の発注件数が47件となっております。未発注の49件について測量設計等の作業を行い、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、河川につきましては、明許繰越の承認を受けました阿由里川沿線の堤体ブロック等の被災箇所5カ所、

事業費2,386万7,000円について、復旧工事を鋭意施工中であり、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、公園につきましては、明許繰越の承認を受けました大池公園を含めた都市公園5カ所、事業費約4,000万について、工事の発注件数が4件となっております。入札不調で未発注となっている1カ所については、工事発注に向け発注時期、入札時期の検討を行い、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、町営住宅につきましては、明許繰越の承認を受けました国庫補助事業分の町営大林住宅、大久保住宅の2団地37戸、事業費約550万円について復旧工事を実施し、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、農業施設、農地につきましては、年度当初に本年度の作付に支障が生じないように、必要最低限の用排水路の確保等、緊急工事を行い、ほぼすべての区域で作付が可能な状況になりました。一部、用排水の確保が困難な区域については、受益者の了解を得ながら復旧工事を優先し、早期の事業完了を目指してまいります。

農用地等の災害復旧工事につきましては、平成23年度発注の復旧工事、100地区、約5億4,200万円について、5月末現在で進捗率24%であります。

なお、一部の区域においては、収穫までの期間、休工となりますが、平成25年3月末の完成を目指し、現在、鋭意施工中であります。

今後、発注予定の補助災害95地区、約2億5,000万円及び単独災害450地区、約1億5,000万円については、現在、現地確認及び実施設計を行っており、補助災害については8月末まで、単独災害については12月末までに発注を行い、年度内及び平成25年度早期の完了を目指し事業を推進してまいります。

次に、公共下水道施設につきましては、下水道幹線の被害が甚大であった町道田町・大池線を含めた下水道本管被害6カ所、延長約10キロメートル、事業費約9億2,500万円について、年度内の早期完成を目指し、事業を進めてまいります。

次に、農業集落排水施設につきましては、大和久、寺内、本村、三城目、松倉地区の下水道本管被害5カ所、延長約4.5キロメートル、事業費約6億3,800万円について、年度内の早期完成を目指し、事業を進めてまいります。

次に、水道施設災害復旧事業につきましては、被災した水道本管等の施設、約200カ所のうち、これまでに約9割の復旧工事が完了いたしました。

なお、柿之内水管橋や仮設管の布設がえ等の工事は、一部、平成24年度に繰り越ししましたが、5月末に完成しております。また、最終の復旧事業となる大和内地区配水管復旧工事等については、6月に発注し、10月完成を目指し、進めてまいります。

次に、阿武隈川上流浸水被害対策事業についてであります。三城目地区における阿武隈川の浸水被害を防ぐため、福島県県中建設事務所による事業説明会が4月20日に開催されました。阿武隈川のうつくしま大橋から阿由里川河口までの堤防築堤と県道須賀川・矢吹線から阿武隈川までの阿由里川の堤防かさ上げについて説明が行われ、今年度からの事業実施に向け準備を進めていく予定であります。

次に、新嘗祭献穀米御田植式についてであります。中畑の高久美秋さんが新嘗祭献穀者に選ばれ、5月14日に平鉢の水田で御田植式が執り行われました。高久氏は、稲作、周年ハウレンソウ等の複合経営を行っており、農協青年連盟の県役員を務められるなど、地域青年農業者のリーダーとして活躍されております。秋の収穫後は、10月下旬に皇居で行われる献穀献納式に夫妻で出席し、天皇皇后両陛下とお会いになる予定です。震

災からの復興元年となる今年、当町から名誉ある献穀者が選ばれたことを心よりうれしく思います。

次に、矢吹中学校改築事業についてであります。校舎Ⅱ期工事、プール・武道場工事ともに、計画どおり3月末に工期内完成し、新年度より施設を活用しております。今年度は、矢吹中学校改築事業の最終年度であり、アプローチ、駐輪場、駐車場等の整備を行い、年度末には総合落成式を挙行したいと考えております。

ここまで、東日本大震災、原子力災害における被災者支援策等及び災害関連以外の項目から3点について、ご報告申し上げます。矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの22項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第370回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

堤集会所建設事業について。

行政区長委嘱状交付式及び区長会総会について。

東京やぶき会総会について。

全町クリーン作戦の実施について。

消防団活動について。

消防団員表彰受賞関係について。

新・矢吹方式による交通安全・防犯活動について。

町民検診について。

平成23年度の献血の実施状況について。

国民健康保険事業について。

介護保険事業について。

後期高齢者医療制度について。

矢吹町防霜対策本部の設置について。

大正ロマンの館の清掃活動について。

花いっぱい事業について。

町営住宅用途廃止事業について。

町道整備事業関係について。

小中学校、幼稚園、保育園の入学、入園式について。

放課後児童クラブについて。

幼稚園預かり保育について。

ことぶき大学開講式について。

横浜DeNAベイスターズ中畑清監督後援会について。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で町政報告は終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、報告第2号 平成23年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

報告第2号 平成23年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、平成23年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました損壊家屋等解体事業、住宅応急修理事業、東日本大震災関連災害復旧事業並びに平成23年度公共下水道事業特別会計予算及び農業集落排水事業特別会計予算において計上いたしました災害復旧事業について、地方自治法施行令第146号第1項の規定より繰越計算書のとおり平成24年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号 平成23年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、報告第3号 平成23年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第3号 平成23年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は、平成23年度矢吹町水道事業会計予算において計上いたしました東日本大震災関連の災害復旧事業について、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越計算書のとおり平成24年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

よって、報告第3号 平成23年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略いたします。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより報告第4号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第4号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、平成24事業年度事業計画、平成23事業年度事業報告、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの損益計算書、平成24年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 報告第4号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより承認第4号 専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

承認第4号 専決処分承認を求めることについてであります。専決第5号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。このことにより、矢吹町税条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年4月1日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、固定資産税の各種税負担軽減措置の延長及び町民税の震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、現行の3年から7年に延長するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。このことにより、関連する国民健康保険税条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年4月1日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、町民税関連で改正された震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、条例附則で定めるものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分承認を求めることについて（専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第10、これより議案第39号 防災行政無線デジタル改修整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第39号 防災行政無線デジタル改修整備工事請負契約の締結についてであります。本案は、老朽化した防災行政無線操作卓をデジタル形式へ改修し、あわせて、災害時避難所となりうる箇所へ屋外拡声子局1基を双方向通信機能つきで整備するものであります。

本工事につきましては、既存施設の製造業者である福島市本町5-5、日本電気株式会社福島支店と契約を締結することが、改修期間の短縮化及び改修後の安定運用の面、さらにはコスト低減の観点等から、町にとって最も有利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号の規定に基づき、去る5月31日に、前述請負業者との間で随意契約により6,090万円で仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て、契約を締結するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第39号の工事契約締結についてお尋ねいたします。

会計法並びに地方自治法には、国及び地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であり、随意契約による場合、なるべく見積書を徴すること、また、なるべく2以上のものから見積書を徴することと予算、決算及び会計令により規定されております。

第1点としまして、今申し上げましたように、2以上のものからの見積書を徴したか確認の上でお尋ね申し

上げます。

次に、随意契約は、競争入札と比べて予算の効率化、公平性、透明性の点でデメリットがあるというような指摘がございます。競争がないため落札率が高どまりして予算の無駄遣いとなりやすく、また、予定価格の根拠となる価格資料を契約予定者から聴取せざるを得ない場合が多く、契約予定者による価格操作が容易で、予定価格制度が形骸化しやすいとの指摘もございます。

平成18年度以降、見直しが行われており、特命随意契約可能な事例は大幅に制限されてきた経緯があります。

よって、第2点目としまして、入札が原則である点、随意契約が見直されてきた経緯がある中において、当町の財務規則にある随意契約に付する限度額をお示しの上、法令、随意契約できる場合の定義のいずれかのもに適合するのをお示し願います。よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の防災行政無線デジタル改修整備工事に当たっての契約の中身について、今回随意契約がされていると、これらについては、入札を含めた制度改革がなされたということで、契約のあり方について改正がされてきている中であって、なぜ今回随意契約なのかというような、そういうおただしの内容だというふうに思っております。

これにつきましては、先ほども説明させていただきましたように、今回、日本電気株式会社福島支店と契約を締結することにおいて、改修期間の短縮化、多分これについては、短い期間での国からの提案ということで、補助内容等について示された期間が短かったというようなことも含めて契約を急がなければいけなかったこと、さらには、やるからには改修期間の短縮化というようなことも効果としてねらわなければいけなかったこと、さらには、今後のメンテナンスも含めて、きちっとした会社ということで、日本電気株式会社福島支店の今までの工事の内容等について精査をした結果、さらにはコスト低減のために、こうしたことで今回随意契約をさせていただきました。

おただしの見積もりについては、2社以上見積もりをもらったのか、さらには、限度額も含めて契約の中身について細かくお尋ねの点については、町民生活課長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

私から以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 6番、青山議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の入札が原則であるにもかかわらず随意契約をしているという関係のお尋ねでございますけれども、当該契約につきましては、操作親卓、それから屋外子機、これが一体の防災無線として機能いたしております。そういう中におきまして、今回は操作の親卓、それからそれに付随します双方向の屋外子機、これを屋外子機も含めまして補助事業をもって整備をする。これにつきましては、ご承知のように、親と子につきま

しては一体の構造物でございまして、親と子を分離をすると、こういうことになりますと、端的に申し上げますと、メーカーが異なりますと操作上不都合が出てまいります。あるいは、違う機種を入れることによりまして新たな費用が発生してまいる、そういうことから今回、当初導入いたしました日本電気株式会社との随意契約に至ったということになっております。

それから、見積もりの業者の件でございますけれども、日本電気株式会社に関連した当該機器の納入業者は相当数ございます。ただし、町としましては、製造いたしております日本電気株式会社に直接今回発注をすることによりまして、期間の短縮、あるいは後々の支障が出た場合の対応、そういったものに対応し得るということで、製造メーカーである日本電気株式会社1社のみを見積もりとなっております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第39号 防災行政無線デジタル改修整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。

(午前10時49分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時03分)

◎議案の上程、説明（議案第37号、議案第38号、議案第40号～議案第43号）

○議長（栗崎千代松君） 日程第11、これより議案の上程を行います。

議案第37号、第38号、第40号、第41号、第42号、第43号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第37号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、外国人住民の利便性の向上及び市町村等の行政の合理化を目的に外国人登録法が廃止されることに伴い、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることとなりました。このことにより、所要の語句を改正するものであります。

次に、議案第38号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成23年度に実施していた町税等の減免のうち、国民健康保険税に関して引き続き平成24年度分についても減免を行うため、所要の改正をするものであります。

東日本大震災により被災した被災者に対して国民健康保険税の減免措置を行った場合、減収分の全額が国からの災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補てんされることとなっております。今回、これら国の財政支援が延長され、被災時に原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域等に該当する世帯にあつては平成24年度末まで、それ以外の地域に該当する世帯にあつては平成24年9月末までに相当する分の国民健康保険税に対する減免措置が補てんの対象となったため、財政支援の内容に合わせ引き続き国民健康保険税の減免を実施するものであります。

次に、議案第40号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、構成市町村の共通経費負担金に係る算定基準を変更することについて所要の語句の改正を行うものであり、地方自治法291条の3第3項の規定による同規約の変更に関する協議がありましたので、議会の議決を得るものであります。

次に、議案第41号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ16億7,892万8,000円を追加し、総額を94億6,592万8,000円とするとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金2億1,184万3,000円、県支出金11億9,397万5,000円、繰入金7,616万2,000円、町債1億9,460万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が県南・会津・南会津地域給付金事業等により10億1,748万8,000円の増額、民生費が家屋解体事業等により2億5,572万8,000円の増額、農林水産業費が農作物等放射能測定事業等により1億2,906万3,000円の増額、土木費が社会資本整備総合交付金事業（復興枠）等により1億6,360万4,000円を増額とするものであります。

次に、債務負担行為の補正内容につきましては、平成25年度から平成26年度までの期間、都市計画マスタープラン見直し業務委託料を2,500万円に変更するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、地方道路等整備事業債6,020万円、農業施設災害復旧事業債850万円、災害廃棄物処理事業債1億2,590万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第42号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ52万5,000円を追加し、総額を1億9,185万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金52万5,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費52万5,000円を増額するものであります。

次に、議案第43号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額に185万9,000円を増額し、収入予算総額4億3,006万4,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に185万9,000円を増額し、支出予算総額4億6,160万7,000円とするものであります。

収入の内容は、他会計負担金185万9,000円を増額し、支出の内容につきましては、消耗品費16万9,000円、委託料169万円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

（午前11時10分）

平成24年第370回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年6月11日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員(1名)

15番 吉田伸君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君
都市建設課長	藤田豊君	上下水道課長	円谷清茂君

保健福祉課
主任主査兼
健康増進係長

梅原佳代子君

会計管理者
兼出納室長

円谷一雄君

教育次長兼
学校教育課長

陳野秀敏君

生涯学習課長
兼中央公民館
長

近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須藤源太

主幹兼
局長補佐
兼次長

菊地利雄

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

なお、吉田伸議員から欠席する旨の届け出がありました。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（栗崎千代松君） 通告1番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） おはようございます。

また、傍聴席の傍聴者の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。また、ありがとうございます。

きょうの議会、370回矢吹町議会定例会の一般質問、私トップですが、最古参の議員の私ですが、六十数回この壇上に立っておりますが、トップということは多分今度で3回くらいと思います。大変今、緊張しております。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、県道中畑・須賀川線、三神小学校付近の歩道の建設具体化はまだかということで伺います。

私も議員になって17年を迎えましたが、議員になる前から私の地元、神田の真ん中を通っております県道矢吹・石川線の歩道建設の要望を何回となく県南建設事務所に行き、また議員になってからも一般質問で取り上げ、町でも強く働きかけるように言ってほしいと、こう今までやってきました。現在、ようやく神田まで近づいてきました。しかし、まだ神田の難所の坂のほうまでは見通しが立っていません。私も去年の12月からことしの3月ころまで、あの神田の坂の凍結防止、そのために委員会の地域の爺さんボランティア、5回ほどやりましたが、早くこの仕事から解放されてほしいなど、今しみじみ思っています。

ある父兄、お父さんからですが「藤井さん、まだ議員やっているんだっけか、」そんな言葉をかけられました。町議選が無投票ということで、余り有権者の皆様の関心がなかったからかと、こう私も町会議員をやっているのが忘れられたようで、これは大変なことだと思いました。話を聞きますと、三神小学校付近の歩道のないところ、場所から言いますと国馬、今は歯科医院でございますが、小学生、中学生の子供を持つ親は、あそこは結構カーブが多いし、朝の通勤時、車の通行量も多い、年じゅう心配しているような状況です。早く何と

かなんないのかいというようなことで、町も一生懸命頑張っている、そうした思いから私も今度の議会で一般質問で、それでははっきり聞いてみようという、お父さんに約束しましたので、このような経過になった次第でございます。現在の県道中畑・須賀川線、三神小学校付近等の歩道の建設、具体化はまだかということで伺います。

農地の除染、今後の対応はということで伺います。

原発事故さえなかったらという悲痛な声がいつ消えるのか、そうした声を少しでも和らげていく除染という作業、放射能という悪魔との戦い、そうした戦いに挑んでいる関係者の皆さんに感謝申し上げます。放射線量は矢吹町内だけでも大きな違いがあります。除染の計画作業も膨大なものになってくると思います。私の管内、三神地区が関係しております、しらかわ農協三神支所では、農地200メートル掛ける200メートル、4ヘクタールで放射線量等の調査、約150カ所、600ヘクタールの農地の線量の調査を実施したとのことですが、結果を聞きますと、驚くようなところはなかったということですが、もう少し細かく調査したなら、三神地区でもホットスポットと言われる高いところはあると思いますが、町の町政報告でも、3月の段階では比較的空間線量が低い三神地区を除染対象地域から除外する、もしくは自治体が除染費用を負担するとの計画書に記載をするよう環境省福島再生事務所から町の除染計画書に文句をつけられたが、町は除染を実施する地域、実施しない地域をつくることは地域の分断につながるということで、放射性物質の除染にかかわる要望書を民主党幹事長、環境大臣に提出し、町内全域を除染対象地域とするよう要望してきたようですが、これが除染実施計画の基本となると思います。

さきに三神地区は比較的線量が低いと言われましたが、こうした三神地区の農地の除染も計画に入れていくのか、また除染の方法はどのような考えを持って行っていくのか伺います。

次に、転作に協力的、三神地区の大豆生産に取り組む農家がふえているが、こうした意欲を一時的にしないためにも、農協はもちろんのこと、町としても支援、協力が大切と考えるが、町長の思いを伺います。

東日本大震災で、農業用水を供給するパイプラインが壊れ、去年は被災田で応急的に大豆の転作に取り組んだ福島県矢吹町の三神地区で施設が復旧したことしも、大豆の作付がふえる見通しだ。大豆転作を定着させるために、地元のJAしらかわがJA出資の農業生産法人で主要作業を受託し、農家の負担を抑え、戸別所得補償制度への加入を呼びかけたことが大きい。震災前は全国的に見ても、水稻の過剰作付が多かった福島県で、転作のモデルにしよう、行政も助成金などで支援する、こうした文言でさきの5月27日付の日本農業新聞の第1面に大きくトップ記事に載りました。

過剰作付の多い福島県、その中でも特に県南、矢吹町という名前は出てきませんでした。転作に取り組まなくてはならなかった事務方、行政も、今まで何かと苦しいときもあったと思います。いろいろと課題、問題もある制度だと思いますが、現実的に農家がこうした農政に取り組む状況に対して、町行政としても目を背けられてはいけないと思います。

去年は全面通水不能ということで、羽鳥用水関係の水田の作付、余り問題はなかったと思います。しかし、ことしは通水ということで、圃場によっては大豆、水稻の作付がばらばらで、本来の姿である出納を作付した人が、米をつくって悪いような、そういう姿も見受けられます。そうした声を少しでも防ごうと、私も水系の会長として水路の補修等を何回となくやりました。しかし、羽鳥関係の水路、震災の被害ばかりでなく、築50

年という老朽化による漏水という大きな、大豆に対しては湿害の課題もあります。あちらを立てればこちらが立たずで、苦しい状況に立っている私ですが、前にも言ったとおり、この大豆の生産に意欲を示す、そうした思いを一時的にしないためにも、農協職員経験者である町長の思いを伺います。

町の新人職員、町民の期待にこたえる職員に育ってもらいたい、かわいい子には旅をさせよという育て方もあるが、町長の考えを伺います。

さきの3月議会では、私は堰を切ったような職員の早期退職、防波堤はということで一般質問をいたしました。その切れた堰をとめるかのように、野崎町政始まって以来の職員が採用されたと思います。新人職員を育てていく、大きく町職員として育ってもらうためにも、それぞれいろいろな研修制度はあると思います。研修ではありませんが、東日本大震災後、矢吹町にも職員派遣による支援という形で復旧、復興の手助けとして多くの他の自治体から職員が来てくれましたが、派遣されてきた職員の方も、矢吹町での経験がいろいろな形で生かされるものと思います。幸い矢吹町には姉妹都市、三鷹、友好都市の川南、十和田があります。そうした自治体に行って、職員として研さんするのも育て方の一つと思います。震災、原発の大事故、経済的苦境と、町民の不安は決して少なくならない、こうした状況はいつまで続くかわかりません。こうしたとき、頼りにするのは行政、役場です。そして、その町民の期待にこたえるのが職員一人一人の力量です。かわいい子には旅をさせよ、真に子供を愛するなら甘やかさず世の中のつらく苦しい現実をつぶさに体験させたほうがよい、またかわいい子は棒で育てよ、いとしき子にはつえで教えよ、かわいい子にはきゅう据え、憎い子には砂糖をやれというふうな故事もありますが、こうした故事、ことわざ、この言葉を今、私引用しましたが、自分の子供をうまく育てられなかった私が言うのも考えものですが、多分、町長は育て上手とっていると思います。町長の議員を育てる考えを伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、14番、藤井議員の質問にお答えします。

初めに、県道中畑・須賀川線、三神小学校付近等の歩道建設についてのおただしであります。ご質問の路線は平成8年12月から県道須賀川・矢吹線に路線名が変更となっている路線で、三城目地区から三神小学校や三神幼稚園を結ぶ県道であり、歩行者や自転車の往来も多い通学路であります。一部歩道未設置区間について、早期に事業着手できるよう福島県にたびたび要望してまいりましたところ、今年度から国馬齒科医院付近から町道神田西線までの区間、延長260メートル、片側幅員2.5メートルの歩道について事業説明会を開催し、平成25年度の事業化に向けて測量調査を実施する計画であります。その先の未整備区間につきましても、早期着手を目指し、町では継続して強く要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農地の除染、今後の対応についてのおただしであります。農地の除染につきましては、農地の区分として水田、牧草、畑、森林に分けて、矢吹町除染実施計画に基づき優先順位を定めながら除染に取り組んでいるところであります。

まず、水田につきましては、平成24年産米の作付に間に合うよう、この4月から他の市町村に先駆けてスタ

ートし、重点実施地区である田内地区、柿の内地区の約132ヘクタールを対象に、反転耕による除染を行い、土壌改良資材としてゼオライトやケイ酸カリ肥料を散布し、空間線量の低下、玄米への放射性物質の移行抑制、風評被害の払拭を目的に実施いたしました。

作業の受託者は地元のJA東西しらかわ、契約額は6,110万3,700円、これらの経費はすべて国費で賄っております。また、田内地区、柿の内地区以外の地区につきましては、水田を対象に土壌から玄米への放射性物質の移行を抑制するためのカリ肥料、を10アール当たり20キログラムを基準に各農家に配付する予定としております。配付方法としましては、今後、各農家に申し込みをいただき、JAを経由して追肥の適期に合わせた6月末から7月にかけて配付する予定であります。

次に、牧草についてであります。現在、牛への給餌が自粛になっていることから、草地更新となる秋の播種前までに反転耕による除染を行う準備を進めております。しかしながら、国の除染対策事業は線量が低い地域は事業に取り組むことができないため、酪農家及び繁殖農家については組合、あるいはJAが窓口になり除染を行い、要した費用は酪農組合等から東京電力へ請求する方法で関係機関と調整しているところであります。

なお、このような考え方は農林水産省より平成24年5月21日付文書にて示されております。

次に、畑及び森林の除染についてであります。国の除染事業の採択要件となる線量の問題、作付している畑の状況、森林と生活圏との距離要件、森林の除染の効果など、幾つか調整が必要な状況にあります。このようなことから、今後は除染実施計画に基づき対象地域を選定し、家屋の除染や公共施設の除染等と連携しながら、除染の効果を検証し計画的に進めてまいります。

最後に、農地は農家の皆さんにとって生活の糧であり、地域にとっても多様な役割を持つ財産でありますので、引き続き矢吹町の作物等から放射性物質が検出されないことがないよう、最大限の努力を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、おただしの三神地区の今回の矢吹町除染実施計画書から除外し、そうした指導をした環境省福島環境再生事務所の指導については、この理不尽な指導について、私も大きな憤りを覚え、西白河郡町村会として今回の環境再生事務所の指導について撤回するよう再三にわたり要望してまいりました。直近では民主党の輿石幹事長あて、さらには環境省、細野大臣あてに、今回の環境再生事務所の指導について撤回するよう要望書を提出しております。現在、この要望に基づき、放射性物質除染対処特措法により、環境省福島環境再生事務所と矢吹町除染実施計画の協議を行っており、7月上旬には国の承認が受けられるものと見込んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、三神地区の大豆生産に取り組む農家が増加し、町としても支援協力が大切ではとのおただしですが、三神地区の大豆生産につきましては、5月27日の日本農業新聞の1面でも大きく取り上げられているようにJA主導による震災復興の取り組みとして、全国から注目される転作のモデルケースとなりました。この取り組みは震災により水稲作付ができない状況の中、JAしらかわがいち早く動き、JA出資の株式会社JAしらかわアグリが主要作業を受託する仕組みを立ち上げ、農業者戸別所得補償制度に加入することで結果的に農家の負担を大幅に抑えながら、主食用米以上の手取りを確保できた事業であります。

昨年の三神地区における大豆の作付面積は約58ヘクタールであったものが、今年は約70ヘクタールまでふえており、このことはJAしらかわの取り組み事業が地域に受け入れられたこと、そして10アール当たりの収量

が平均250キログラムと、県平均の140キログラムの2倍近くになったことが大きいと考えております。町とい
たしましても、昨年度は大豆の転作に対する助成として10アール当たり1万円の助成を行いました。今回の
取り組みについての成果を強く実感しており、今年度も大豆の一大産地を目指して継続して支援をしてまい
りたいと考えております。

また、JAしらかわでは新たに大豆の加工品にも力を入れており、納豆の開発やみその開発など、大豆を活
用した商品開発を進め、生産から販売までを担った6次化の展開へ向けて波及効果が期待されております。こ
れについても農商工連携は地域活性化の柱に位置づけておりますので、さまざまな形での連携を視野に入れて
まいりたいと考えております。

その一方で、ことしはパイプラインが復旧し、通水ができたことで水稲作付の圃場と大豆作付の圃場が隣接
することでの湿潤の問題、土側溝であるための漏水の問題、新たな被災箇所の出現など、新たな問題も生じて
おります。このことから、施設の改修については土地改良区や地元の水利組合と協議しながら対応するととも
に、新たな被災箇所についても町として資材の給付や復旧工事の発注等により万全を期したいと考えておりま
す。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町の新規採用職員の人材育成についてのおただしてありますが、今年度採用した職員は9名であり
ます。地域主権改革が進む一方で、地方自治体を取り巻く状況はこれまで以上に複雑、多様化しており、地方
自治体の果たす責務も大変重くなっております。こうした状況の中、町民の皆様が期待するこれからの地方自
治体とは、いろいろな住民ニーズを的確にとらえ、それをどのように実現していくのかを一人一人の職員が強い
使命感を持ち、町民の皆様に明確にお伝えしながら事業を進めていくことだと考えております。

こうした町民の皆様への説明を第一線で担うのが職員であり、これからの地方自治体は十分な情報公開を前
提としつつ、説明責任を果たせるような職員を確保し、新規採用職員はもとより、全職員を対象に人材育成基
本方針に基づき、体系化された職員研修計画等の実施により、職員の能力と意欲の向上に努めております。

職員の研修計画では、与えられた仕事をそつなくこなすだけではなく、常に問題意識を持ち事務事業を改善
できる職員、組織の運営、変革ができる職員の育成を目指し、職員一人一人の職層に応じた研修や業務に必要
な専門研修などに取り組んでおります。

なお、新規採用職員につきましても、町独自の新規採用職員研修を初め、福島自治研修センターや千葉県に
ある市町村アカデミーを活用した専門研修、接遇研修などへの派遣を計画しております。町は少数精鋭の時代
に対応できる優秀な人材を育成するため、今後も実践的かつ効果的な職員研修を実施してまいりたいと考
えております。

さらに、このたびの震災復旧にともない、三鷹市を初め、多くの自治体から人的支援を受けました。この機
会に将来に向けて人的支援交流のあった自治体間の職員派遣についても検討の上、関係自治体と協議を進めて
まいりたいと考えております。

また、職員一丸となって安定した行政運営を図るために、職員一人一人が自己の能力を発揮できる職場体制
づくりにつきましても進めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 3点ほど再質問させていただきます。

最初に、農地の除染でございますが、この前、産業振興課からいただいた農地の除染についての資料を見ますと、事業の除染の方法であります反転耕、こうした中間報告でございますが、数値を見ますと、ちょっと余り効果が期待できないのかな、これから効果が出てくるのかなというような思いもします。そうした反転耕という、農地一律そうした方法でやる考えなのか、また違う方法、作業等を考えているのか、1つ伺います。

次に、転作等の協力的三神地区のほうで伺います。今、大豆の生産意欲を一時的にしないためにも支援員と協力ということで質問しましたが、先ほど言いましたように、水路等の漏水がたくさんあります。いろいろ補修しましたが。また、揚水ポンプ、これをフル稼働しますと転作が余り多くて水が余ってしまい、末端の水路、この排水に相当苦労しているのが実情です。築50年、そして本来、水稻作付の施設ですので、うまく調整ができない今の現状でございます。水を流すのが悪いと言われるような電話もたまにかかってきます。そうしたとき、ふと浮かんだのが、水稻の作付、飼料米の導入でございます。大豆のように作付があなたまかせにはならないと思いますが、飼料米の作付なら、こうした水の問題も少なくて済みます。大豆の連作障害という大豆の欠点があります。ことしの作付で各農家、圃場の条件等もわかると思います。来年以降、飼料米の作付、そうした作付の伸び代があるのか、こうした話をできるのも戸別所得補償という助成金があるから言えるわけでございますが、そうした考えが私の飼料米作付という考えもありますが、町長の考えを伺います。

また、水路等の補修等で農地・水保全交付金16年度まで継続されるようですが、この交付金は2007年度から農地・水・環境保全向上対策として開始されました。私の集落神田でもこの事業に取り組んできましたが、こうした施策に新たに老朽化した水路、施設を補修、更新して、長寿命化する向上活動が新設されました。また、従来の集落単位よりも広い範囲での活動を促すため、旧市町村単位で組織を設立する場合40万円を助成する、そういう施策もあります。こうした事業を取り入れて、水路等の補修、改修等ができれば、受益者の負担も軽くなるし、転作にも貢献できると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えします。

最初の質問の農地の除染でございますが、反転耕については効果が期待が持てるのかというおただしでございますが、現在考えられる除染の実施については、水田についてはこれが最良の方法ということで、農林水産省の指導を受けながら、こうした除染についての手法を取り入れさせていただきました。もちろん、先ほどお話をさせていただきましたように、反転耕をするかしないか等については、各地域の圃場の放射線の空間線量の基準に基づきまして判断をさせていただきたい。反転耕までせずとも、カリの肥料、それで間に合う部分については、先ほども話をさせていただきましたように、そうした手法をとっていきますし、またこの後もさまざまなモデル除染の内容等についても各市町村で実施しておりますので、そうしたことで追加的な、そうした指導がございましたら、そちらのほうについての手法についても、取り入れることについても検討を深めていきたいというふうに思っております。

また、2点目の三神地区の転作についての支援についてでございますが、水路の補修、揚水ポンプということで、かなり水が余っていると、末端の水処理に大変苦勞をしているというような、そんな話もございました。もちろん、従来、水田にお米を作付けている、そうしたものでございますので、水が多く回れば転作作物である畑ものの大豆、さらにはそのほかの転作作物についても大きな影響がでることについては、町も土地改良区も十分認識しております。今後、これらがうまく調整できるように、土地改良区、さらには水系の関係者と十分協議を踏まえながら、そうした末端の水処理等についても、さらには転作について支障が生じないよう、水の対応に努力をしまいたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

さらには、新たな選択肢としてであるならば、飼料用米や加工米、従来水田でございますので、お米を作付して転作しては、それも転作作物としては町として考えていないかということでございますが、これについては町としても当然そうした認識は持っております。特に、JA東西しらかわでは、今、藤井議員が話しされたように、水田に作付するということで、お米のほうを作付しながら、それを飼料用米、加工米にするというようなことで、大きな取り組みをしておりますので、こうしたことについても三神地区を含めて矢吹地区でどうした形で、そうした新たな転作作物を拡大していくか、そうしたものについても十分にJAと協議を深めながら対応してまいりたいというふうに思っております。

さらには、平成16年に始まった農地・水・環境保全事業についてで、新たな対応が出てきたということで、今までになかった老朽化した水路の補修や、集落単位から旧市町村単位というような、そんな話もございましたので、これらについては十分に町としても、今後そうした取り組みをするかしないかについても協議を深めていきたいと思っております。

なお、これらの新たな対策等についての詳しい内容等については、産業振興課長から説明申し上げ、その対応についてどうするかについての答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

以上で14番、藤井議員の再質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 14番、藤井議員のご質問にお答えをいたします。

農地・水・環境保全事業につきましては、今まで当町では5地区が平成23年度まで事業に取り組んでまいりました。一定の取り組みによりまして一定の効果があらわれているというふうに認識をしております。しかしながら、平成24年度からの要望地区がございませんので、平成24年度からは事業が実施できないという状況でございます。大変、今、議員がおっしゃるように、この事業についてはいろいろな用途も幅広く、いろいろな問題解決につながる事業というふうに考えておりますので、要望がございましたらば、ぜひ国のほうにつなぎながら事業実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 最後に、町長のたった一言でいいですから、農業を守るため、町長のTPPに対する思い、それを最後に聞いておきます。よろしくお願ひします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

質問にはなかったようでございますけれども、最後にということでTPPについてはどう考えるか、これについては前の議会でも何度も答弁させていただきましたように、全国市町村会、町村会、さらには議長会も含め、地方6団体、県内においてもさまざまな議決を受けております。もちろんその議決の内容についてはTPP反対でございます。町としても、このTPPについての、反対についての要望書も県、国のほうに上げておりますので、私自身も現段階ではTPPの参加については反対でございます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇ 佐藤幸市君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告2番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆様、おはようございます。

また、早朝よりお越しいただきました傍聴席の皆様方、心より感謝し敬意を表します。ありがとうございます。

初めての質問ですので、多少お聞き苦しい点はあるかと思いますが、お許してください。

そして、農協職員のとときには上司としてお世話になりました野崎町長に改めてごあいさつ申し上げます。再び、このような形で町民のために、町のために一緒に働けるようになったことには特別の思いを感じております。今後とも、町民の声を議会へ、行政へのスローガンのもとに活動してまいりますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、答弁方よろしくお願ひ申し上げます。

一般行政2点、それぞれの項目数点でございます。

一般行政1点目、中心市街地復興・街づくり推進事業についてお伺ひいたします。

質問の内容を検討しておりますと、半世紀の昔、活気あふれる町並みの風景が走馬灯のように眼前に浮かび上がってきました。石川通りの交差点付近から駅前交差点付近まで、ゆっくり歩いて10分とかならない通りには生活必需品がほとんどそろい、娯楽施設及び飲食店もそろい、夕方になると買い物客であふれてしまいました。そのような町並みをもう一度取り戻せたらと思ひながら質問内容を検討した次第でございます。

(1) 施策検討組織として、町職員プロジェクトチーム、中心市街地復興協議会、町商工会の3組織が取り組んでいるが、以下の項目について各組織の具体的計画とその進捗状況をお示し願ひします。

①空き店舗、空き地の利活用。②ポケットパーク、街路整備。③復興のシンボルの施設整備。④コミュニティ機能を有する複合施設の整備。⑤PRイベント、町の情報発信による観光振興。⑥昔から親しまれている、町のここでしか味わえない「食」の振興。⑦先人たちの知恵と技術によってつくられた「歴史的建築財産」の再生利活用。

以上、7項目の3組織の具体的進捗状況をお示し願います。

(2) 各関係団体機関との情報の共有、連携と合意形成は図られているのかお伺いいたします。

(3) 東日本復興特区としての認定に関し、中心市街地復興・街づくりの認定並びに復興特区交付金の申請等の動向をお聞かせ願います。

一般行政2点目、「大正ロマンの館」の再生利活用について。

(1) 観光名所（復興のシンボル）として、一般町民や各検討組織の意向が十分に反映されているという判断をお伺いいたします。

(2) 「大正ロマンの館」を我が町が財産取得する旨を示されているが、町内、その他の歴史的建造物の修復や管理等は今後どうされるのか、予定をお伺いいたします。

(3) 東京大学と今後はどのように取り組んでいくのか。また、協定、覚書とはどのような内容かお伺いいたします。

農業行政1点です。藤井議員と重なる面があるかと思われませんが、よろしく願います。

「農家戸別所得補償制度」並びに「とも補償制度」についてお伺いいたします。

(1) この制度は、単なる助成金事業としての位置づけなのか、町長の考え方を伺いいたします。

(2) 転作作物（国の戦略作物）「麦・大豆・飼料用作物（交付金単価10アール当たり3万5,000円）」に限らず、その他の作物について町の独自の戦略として取り組むことは考えられているのかお尋ねいたします。

(3) 地域間調整が廃止になれば「とも補償」加入者が減少し戸別所得補償者の加入も減少すると思われま。これはもとより矢吹地区においては転作未達成者が多いということで、また補償制度がなくなればもとに戻ってしまうんじゃないかなと思われまので質問いたします。その減少させないための対策をどのように講じるのかお伺いいたします。

以上をもちまして、私の1回目の質問とさせていただきますので、答弁のほうをよろしくお伺いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

(午前10時50分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時02分)

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、佐藤議員の質問にお答えします。

初めに、中心市街地復興・街づくり推進事業についてのおたただしですが、矢吹町復興計画の最重点課題として掲げ、古くから宿場町として栄え、先人たちの努力によって築き上げられたこの町の復興と活性化を図るには、まずは町の顔であり、玄関口である矢吹駅周辺、旧国道沿線の復興とまちづくりがかなめであるととらえております。

議員おただしのとおり、現在、町職員によるプロジェクトチーム、町民みずからが発起人となり、町、町商工会、地域商店主に参画を呼び掛け組織した矢吹町中心市街地復興協議会において、人々の集う街づくりをコンセプトに、空き店舗や空き地の利活用を初め、ポケットパークや街路整備、復興のシンボルの施設整備、コミュニティ機能を有する復興と街づくりの拠点となる複合施設などの整備、そしてPRイベントや町の情報発信による観光振興など、具体的な施策の検討を行っているところであります。

また、町商工会が昨年11月に策定した中心商店街復興計画を参考に、昔から親しまれている矢吹町の、ここでしか味わえない「食」と、先人たちの知恵と技術によってつくられた歴史的建築財産の再生利活用によるにぎわいづくりについても、さきの検討事項とあわせて矢吹ならではの特色と魅力を備えた取り組みを行うものであります。

具体的計画と、その進捗状況についてであります。町職員プロジェクトチームは県内の先進地視察を経て、行政の視点からまちづくりに必要な施設や街路整備のあり方として、空き地、空き店舗を利用した福祉やコミュニティ機能を有する複合施設の設置や、「大正ロマンの館」などの歴史的建築財産の再生利活用、さらには中心市街地に集客を促すための仕掛けづくりや道路整備などについて検討を進めているところであります。

復興協議会においては、町職員プロジェクトチームや商工会において検討されている内容を取り入れながら、さらに町民目線での構想をあらわした計画平面図を作成しているところであり、今後は検討されている施設の必要性や利活用について、地域商店主等と協議を深めていくと伺っております。

町商工会では、先ほども触れましたが、中心商店街復興計画に基づき「食の通り」と「文化の通り」とする地域区分など、実現に向け検討を進めているところであります。

町としては、復興に向け町の将来像を描いたグランドデザインを策定し、計画的に取り組んでいきたいと考えており、その計画づくりのための矢吹町都市マスタープラン策定事業が国の復興交付金事業として認められましたので、検討組織の構想や意見を十分反映したマスタープランを策定するとともに、このプランに位置づける中心市街地の復興が国の交付金事業として認可されるよう働きかけを行い、一日も早い復興とまちづくりを進める所存であります。

次に、各関係団体、機関との情報の共有、連携と合意形成は図られているかのおたただしですが、先ほどご説明したとおり、現段階では各施策とも検討中であるため、具体的な施策案が整いましたら、町民、地域商店主、議会を初め、関係団体機関に対して十分説明をするとともに、情報の共有、連携と合意形成を図り進めてまいります。

なお、中心市街地にある藤田ホールや東邦銀行跡地、JA東西しらかわ矢吹支店跡地について、町民を初め、各関係団体などが情報交流や協議を行っていく場としての活用、各組織で検討されている構想実現のための利活用についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東日本復興特区としての認定についてのおたただしですが、復興特別区域制度については、福島

県全域が対象区域となっており、東日本震災の被災地に対する復興対策として規制、手続等の特例、税制などが優遇され、通常は法律などで行われている規制を特例として緩和する地域を設け、被災地の復興を支援するものであります。

東日本大震災復興特別区域法の枠組みは、復興特別区域基本方針を踏まえ、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3種類の計画に分けられております。この制度は復興の取り組みに、必要に応じ国に計画を提出し、認定を受け、規制の特例等が適用になることから、被災地がみずからの被災状況や復興の方向性に合わせ活用可能な手法を選択できる仕組みとなっております。

町といたしましても、財政負担の軽減を図り、早期の復興を目指すため、復興特別区域制度を積極的に活用するよう検討しております。

これまでに本町では、本年2月29日付で製造業等の企業の新增設を推進するための税制優遇を主な内容として、ふくしま産業復興投資促進特区を県と共同申請し、4月20日付で認定を受けております。

中心市街地復興・街づくりの取り組みにつきましては、復興計画の最重点課題として位置づけ、「人々の集う街づくり」をコンセプトに、空き店舗や空き地の利活用を初め、ポケットパークや街路整備、復興のシンボルの施設整備、コミュニティ機能を有する復興とまちづくりの拠点となる複合施設などの整備、そして観光振興によつての活性化などを図りたいと考えております。

これらの実現に向け、地域商店主、町商工会関係者などの有志で組織された矢吹町中心市街地復興協議会より策定した中心商店街復興計画も参考にし、町職員で構成される中心市街地復興・街づくりプロジェクトチームと強く連携を図り、協議・検討を重ね取り組んでいるところであり、早期の事業化を目指しております。

復興特区交付金につきましては、被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業として、国の5省40事業が定められております。

町といたしましては、復興交付金寿医業を活用することにより、早期の復興と財源の確保が図られることから、本年4月に復興交付金事業計画書を国に提出したところであります。

事業内容につきましては、国土交通省の都市防災推進事業を活用し、災害に強い町を形成するため、矢吹町都市マスタープランの全体的な見直しを初め、都市計画道路、用途地域の見直しを行うとともに、特に被災が甚大な中心市街地の震災以前以上の活力ある町を構築するため、防災機能の向上に重点を置いた中心市街地の復興と商店街の再構築を最重点事項として計画づくりを進め、復興事業に取り組むものであります。

事業計画書の提出以後、5月25日付で、町の東日本大震災復興交付金事業費3,000万円のうち配分可能額2,250万円の決定通知がなされ、本格的な復興に向かうスタートラインに立った状況であります。

今後、さらに復興交付金を有効に活用するなど、財源の確保に努め、復興計画に位置づけた事業を確実に実施し、早期かつ効果的な矢吹町全体の復興に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「大正ロマンの館」の再生利活用についてのおたただしであります。この「大正ロマンの館」は屋形医院として大正時代に建築され、終戦後まで診療所として開業していた建物であります。外観はまさに大正時代のロマンが漂う趣があり、内部の装飾にあつては当時の左官工の技術と情熱を感じる大変すばらしいものであり、東日本大震災以前は町商工会により一時期ライトアップが行われるなど、町の観光名所の一つともなっておりましたが、この大震災により外装、内装とも破損し、立ち入るのは危険な状態となっております。

しかし、この「大正ロマンの館」の再生利活用について職員プロジェクトチームや復興協議会でも「復興のシンボル」として復興とまちづくりには重要であるとされ、また、震災直後から町内外、特に首都圏に住んでおられる当町出身の方やゆかりのある方などからも、この「大正ロマンの館」の状態を心配し、修復を求める声が数多く寄せられるなど、さきに答弁したとおり、このような歴史的建築財産を再生し、存続させることが町民初め、各検討組織の意向を反映するものであり、町の復興と活性化につながるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、「大正ロマンの館」を町が財産取得する旨を示されているが、町内その他の歴史的建造物の修復や管理等は今後どうする予定かとおたがひでございますが、さきに申し上げておりますとおり、まずは中心市街地からと考えておりますが、町全体の復興とまちづくりに欠かせないと判断した建造物があれば、被災程度や利用状況を考慮し、取得等について適宜検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東京大学との今後の取り組みと協定、覚書についてのおたがひでございますが、東京大学に附置されている東京大学生産技術研究所と本町のつながりは、当該研究所が昨年の震災後より東日本大震災による内陸部での被害が甚大であった本町の被災状況を、自主的に専門的な観点から調査をされ、特に大正時代に建築された歴史的建造物である「大正ロマンの館」の被災状態を大変危惧し、みずからの財源により修復等の復興支援を行いたいと提案されたことによります。専門の建築以外にも都市計画の専門家を有する日本最大規模の研究所からの継続的な支援を受けることにより、早い時期に効果的な復興の姿があらわせると期待しております。

「東京大学生産技術研究所と矢吹町との震災復興に向けた連携・協力に関する覚書」は、震災復旧及び復興に向けて相互に連携・協力し、被災した建物の修復活動、まちづくり活動及び持続可能な地域社会の形成を目的としております。

これまで、当該研究所は4月29日に矢吹町中心市街地復興協議会と連携し「大正ロマンの館」の内部の清掃活動を行い、耐震性を確保する工事は6月末に完了する予定であります。

7月8日には修復工事完成及び写真展「矢吹百年百景」開催の記念式典が予定されており、この記念式典にあわせて当該研究所との覚書の調印式がとり行われます。

なお、写真展は町民の皆様から募集した矢吹町の歴史を物語る古い写真を「大正ロマンの館」内に展示しますので、当時の歴史をしのばせるすばらしい建物内の装飾を見学することができます。

当該研究所は、自主性、機動性、専門性を有しており、双方の情報を共有することにより、相互交流、連携が深められるため、今後も継続的に支援していくことにより、本町の復旧、復興の大きな役割を担っていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、「農業者戸別所得補償制度」並びに「とも補償に」についてのおたがひでございますが、農業者戸別所得補償制度は、平成23年度より本格実施されており、目的としては意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることにより、我が国の食料自給率の向上を図り、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されることとあります。

戸別所得補償制度については、コスト割れしている農作物について、国が生産費や販売価格から農家の赤字分を算定し支払う制度であり、生産調整を達成した米農家には、主食用米の作付面積に対して10アール当たり1万5,000円が交付され、米価が下落した際にはその差額も補う制度であります。

また、水田活用の所得補償交付金として、ソバや大豆、米粉や飼料用米などの転作作物に対する助成のほか、畑作物の所得補償交付金として、品質と収量に比例した数量払いの助成制度も設けられております。

昨年は震災により約800ヘクタールの水田で水稻作付ができない状況に陥りましたが、戸別所得補償制度に612名の方が加入し、総額約1億7,000万円の交付金が国から交付になっております。

また、とも補償につきましても、158名の方が取り組み、戸別所得補償制度への加入を大きく後押しいたしました。

とも補償制度については、農業者間において生産数量目標のいわゆる権利をやりくりすることで、戸別所得補償制度に参加し、交付金を広く受け取る仕組みであります。具体的には出し手側としては、生産数量目標に対して10アール当たり約1万5,000円の助成が受け取ることができ、受け手側としても借りた権利で戸別所得補償制度に加入し、借りた分を除いた残りが手元に残るという、双方にとってメリットがある制度であります。

今年度については、食品に含まれる一般食品の放射性物質の基準が1キログラム当たり100ベクレルに引き下げられた結果、水稻の作付困難な地域が相双地区を中心にふえており、県全体として地域間をまたぐとも補償が求められている状況にあります。

このため、町といたしましては、今年度についても引き続き戸別所得補償制度を農業者の所得確保の柱として位置づけ、あわせてとも補償制度にも積極的に取り組み、水稻の作付が困難な地域を支援しながら、昨年度と同程度の戸別所得補償制度の加入を目指していきたいと考えております。

しかしながら、来年度以降のとも補償の見通しを考えますと、決して楽観はできません。作付困難な地域が縮小することで、受け手側の数量も縮小すると考えております。そのためにも、平成25年産米からは米の生産数量目標の配分が県内一律配分になることから、転作に取り組みやすい環境として大豆の団地化や認定農業者を中心に支援をしてまいりたいと考えております。

また、戸別所得補償制度は、戦略作物として麦や大豆、飼料作物や新規需要米などには手厚い内容になっておりますが、それ以外の作物については産地資金を活用することで独自の助成が可能となっております。産地資金は地域の実情に即した転作作物助成として地域振興作物を定めており、町としては今年度、例えばトマト、キュウリ、ブロッコリーなどは10アール当たり1万5,000円、コマツナ、ミズナ、カボチャなどは10アール当たり1万円の助成を検討しております。総額は671万4,000円であります。

このように、これまでの転作に対する負のイメージを払拭し、戸別所得補償制度及びとも補償を農業の所得補償の柱として位置づけてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 再質問をさせていただきます。

まずは、中心市街地の復興の問題で、これは5年、10年、20年と長期にわたっての計画になると思いますが、まずは復興する場所の優先順位等があると思いますので、まずどの辺から始めるのか、それをお伺いいたします。

それと、新町エリア開発計画の促進に関する陳情があります。この陳情を受け入れ、開発計画を進めるとすると、商業地域ゾーン、福祉施設ゾーン、公共施設ゾーン、宅地ゾーンとする開発計画案が示されておりますが、計画どおりに進むとしますと、駅西側中心市街地、そして八幡町の商店地域、そして今、計画というか、陳情に上がっております新町と矢吹町に3つの商店街ができることとなります。それで、その商店街をどのように関連づけるのか、町長の考えをお伺いいたしたく思います。町が3つに分断されないのか、3カ所の商店街を支える人口増加計画はどのようになっているのか、町長の考えをお示しいただきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

中心市街地の復興、長きにわたってかかる、5年、10年、それ以上ということでの復興になるだろうと。しからは、優先順位をどう考えるかということですが、先ほどから答弁しております。また、町の復興計画、ことしの3月末に策定しましたように、佐藤議員もおわかりのように、その復興計画の最重点課題の中に一つとして位置づけた中心市街地の復興計画の内容が盛り込まれておりますので、一貫して町の考え方としては、中心市街地、いわゆる旧奥州街道、町の顔として歴史と文化を育んできた、その通りを中心に考えていきたいというふうに考えております。

2点目の新町エリアで開発予定の地域、その他開発されている地域との中心市街地との整合性をどういうふうに考えるんだということですが、陳情については町のほうとしては受けました。大型ショッピングセンターが町に進出することで、大きな影響が旧商店街、いわゆる今までの商店街に大きな影響があることについては矢吹町の例のみならず、全国でも大きな問題になっている問題だというふうに思っております。

陳情については陳情として受け、さらには新町エリアの開発については町の開発としては受けとめております。しかしながら、町の強い思いは中心市街地の復旧でございます。そうした大型ショッピングセンターの影響はあることは認識しておりますが、私の思いとしてはコンパクトで、しかも町民の目線に立った、しかも弱者対策と申しますか、本来ある、そうした中小の商店街、そうしたものについて町としても支援をしていく、そういう強い思いには変わりはありませんので、そうしたことについて町の発展を見ながら、まずは復旧、そして中心商店街の復興ということに全力を傾けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

人口の計画についてはもちろん矢吹町の最上位の計画であり、まちづくり総合計画、前期のプランでも示したように1万9,000人の人口定住化計画の達成を目指して、努力を傾けていきたいと、それらについては町の総合計画を読んでいただければ、そうした事業が順調に計画どおりにいくのであれば、人口の目標についても達成できるものというふうに考えております。

厳しい状況にはございますが、それぞれ掲げられたまちづくり総合計画の一つ一つの計画を、計画的に進めていくということで、町の人口についての減少の抑制についても図られるものというふうに考えております。私からの佐藤議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴木隆司君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告3番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

本日3番目ということです。通告書に従いまして、私は3点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、町の医療環境、その中で救急体制の充実をどう考えるという点につきまして質問させていただきます。

質問に先立ちまして、関連資料を配付したいのですが、議長、許可をお願いします。

○議長（栗崎千代松君） はい。

〔「資料の配付をお願いします」と呼ぶ人あり〕

〔資料配付〕

○5番（鈴木隆司君） 住みよいまちづくりというのは、常々私が思うのに、医療、福祉環境の充実、交通の利便性、また教育施設の充実などが挙げられると思います。

本日はその中で、この医療環境の充実という点に着目して質問をさせていただきます。

まず最初に資料をごらんください。

以前、この西白河地方には救急病院が8つあったと伺っております。現在はこれが半減して4つになっております。また、この資料にありますとおり、本町、矢吹町におきまして昨年度、救急搬送された事例が716件あります。これは平均しますと1日2件強ということですね。救急車が1日2件強出動しているという現状でございます。また、隣接する泉崎が302件、中島村が174件、また白河市と合併しましたが大信村につきましても165件と、この近隣の状況を合わせますと1日4回から5回、救急車が出動しているという現状がこの資料、数値によってうかがうことができます。

また、資料の下の段をごらんください。

それでは、この救急搬送に関しまして、搬送された時間、要した時間はどのくらいかかったのかという資料でございますが、一番多いのが30分から1時間かかったという例が2,954件、これが一番多いということ。ですから、何かあって救急車を呼ばなければならないというときには、もう小一時間かかるんじゃないかというような覚悟が必要なのかなということが、このデータを見てわかります。また、つけ足しますと、1時間以上かかっている事例が557件もあるんですね。

これは何を私が言いたいかということ、もう救急病院が少ないし、救急医療体制がもう既にこの地区では崩壊しているんじゃないかということが、私は言えるんじゃないかと、この資料からうかがい見ることができます。

そこで3つほど質問いたします。

年々増加の一途をたどる町内の救急搬送の状況を町はどう考えているのか伺います。

それから、受け入れ側の努力、限度、限界は、もう限界を超えております。国や県の方針とともに町はどのようなサポートを今後考えていくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

また、全国的な医師不足は町内においても例外ではなく、この状況は今後どう打開していくのか。また、それに対して町はどうサポートしていけるのか。

住みよい町をつくるためにこの問題はぜひともクリアしていかなければならない問題だと思っておりますので、執行部の考えを伺いたいと思います。

2番目ですけれども、昨年の台風15号の被害状況についてお伺いをいたします。

昨年3月、千年に一度と言われる大震災が起きました。その復旧、復興に向けて今、町は全力で動いているところでございます。ただ、その陰に隠れて、昨年9月、台風15号の被害というものが町内において甚大なものがありました。その被害の状況についての報告をお願いいたします。また、現在その復旧、復興の進捗状況はどうなっているのか説明を願います。

それから、特に被害の大きかった三神地区、東川原地区ですか。この地区はたびたび水害に襲われております。ある意味では、大震災の千年に一度というような状況ではなく、かなりの回数で被害に襲われております。そこで、平成に入ってから、特に三神三城目、あるいは川原地区の被害回数、年度別に、そして被害額を報告願います。

最後に、そしてこの対策について、県の方針とともに、町としてはどういった対策を考えているのか。あゆり川の堤防のかさ上げ事業が今年度行われるとも聞いております。その辺の説明を細かくお願いしたいと思います。

次に、3番目です。県立矢吹病院の閉鎖病棟新設案についてお伺いをいたします。

一部マスコミで先行報道されておりますが、現状はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

また、重い精神障害のために刑事責任を問えない重大な行為をした患者を受け入れるという施設でございます。一部町民の中には矢吹にとって大変大きなリスクを背負うんじゃないか、デメリットが大きいんじゃないかというような心配の声が上がっております。それについて町当局の考えをお伺いしたいと思います。

また、今年度福島県は、この閉鎖病棟の新設案に対して、今年度既にもう設計の予算を組んでいるんですね。設計の予算を組んでいるということは、町当局との話し合いで、ある程度確信的なものがあつたのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

また、つけ加えますと、我々議員全員協議会におきまして、過去2度ほど16人議員が全員一致でこの問題に対しては反対だというような意見が出されております。この件に対しまして町執行部の考えを伺うものであります。

以上で質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、鈴木隆司議員の質問にお答えします。

初めに、町の医療環境、救急体制充実についてどのように考えるかとおただしであります。高齢者の増加に伴い、救急患者は年々増大しております。白河地方の救急出動件数は平成22年度は5,305人、平成23年度は5,862人で557人増加、本町においても平成22年度は585人、平成23年度は716人で131人増加しております。搬送者の年齢構成では、65歳以上の高齢者が55%を占めており、今後ますますふえ続けることが予想されます。

次に、受け入れる病院等の状況であります。白河地方の二次救急病院が平成24年度より5医療機関から4医療機関に減少し、救急病院の負担の増加が見込まれております。このことから、各市町村、医師会、輪番制病院から構成される白河地方第二次救急医療運営協議会では、福島県に現状を報告し、さらに医師会代表、歯科医師会代表、市町村代表及び各病院長で構成される県南医療ワーキンググループからも救急医療の現況を訴え、医療体制の整備を要請する予定としております。

また、現在、県南地方の市町村においては、協議会に対する補助金の増額を検討しており、救急医療体制の充実のための組織運営の強化を図ることとしております。

全国的な医師不足は、本町においても例外ではなく、この状況を改善することは重要な課題として認識しております。平成21年度の厚生労働省の統計によると、全国の平均医師数は人口10万人に対し224.5人に対し、福島県は190.3人と医師不足が深刻であり、重症患者を受け入れる二次救急病院においても医師不足のため救急患者を受け入れることができず、須賀川や郡山に救急搬送される患者が多数いる現状であります。町といたしましては、医師の確保のための先進事例の調査を行うとともに、関係機関等との情報交換を行っておりますが、早期に課題解決できるよう対策を講じ、救急体制の充実を初め、町の医療環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、昨年台風15号の被害についてのおただしであります。初めに、台風15号により甚大な被害を受けた東川原地区の皆様を初め、多くの町民の皆様に関心より改めてお見舞い申し上げます。

さて、昨年9月21日に東北地方を襲った台風15号の豪雨による住家等への被害状況は、阿武隈川の増水等により床上浸水が住家10世帯、非住家10棟、床下浸水で住家12世帯と甚大なものであります。特に、東川原地区の6世帯9名の方々には三城目集落センターに自主避難を誘導するなど、予断を許さない状況となりました。これら浸水した住家22世帯については、9月24日より、2回に分けての消毒作業を実施するなど、衛生的な環境の確保に努めてまいりました。

このほか、柿の内地区の東北自動車道沿線付近での土砂崩れによる通行規制、農地の冠水被害や多くの河川等でもはらん等の危険性があつたため、延べ230名の消防団員等の皆様方のご協力により、未明までの警戒態勢をとりました。

これら台風15号による復旧の進捗状況につきましては、道路、河川においては、工事件数16件、総額3,413万1,000円のうち、工事発注件数15件となっており、平成24年度末の工事完了を見込んでおります。公園においては工事件数1件、総額298万7,000円の工事を発注し、平成24年度末の工事完了を見込んでおります。農業施設、農地の国庫補助事業分においては、工事件数94件、総額2億5,000万円のうち、工事発注件数3件となっており、平成25年度後期での工事完了を見込んでおります。農業施設、農地の町単独事業分においては、工事件数150件、総額5,000万円のうち、工事発注件数2件となっており、平成25年度後期での工事完了を見込んでおります。

なお、農地については応急工事等を実施し、平成24年産米の作付がほぼできており、秋の収穫後には本復旧工事を進めてまいります。

農業集落排水施設においては、工事件数4件、総額679万3,000円のすべてにおいて平成24年3月末で工事が完了しております。

議員おただしの、特に被害が甚大であった東川原地区のこれまでの被害回数につきましては、昭和61年8月5日、平成10年8月27日、平成14年7月11日、そして昨年の9月21日と農地の冠水被害や家屋の浸水被害等が度重なり発生するなど、地域住民の皆様の安心、安全な生活環境の確保が大きな課題となっております。

このような状況から、国見町から矢吹町までの13市町村で構成する阿武隈川上流改修促進期成同盟会による国・県への緊急要望を平成23年10月18日、20日、24日に実施するとともに、町独自としましても平成23年11月2日、平成24年5月7日に要望活動を実施するなど、精力的に活動を展開してまいりました。これらの要望活動が実を結び、国、県、鏡石町、石川町、玉川村、矢吹町で構成する阿武隈川上流浸水対策連絡協議会が平成23年11月18日に設置され、さらには学識経験者を含めた阿武隈川上流治水対策協議会が平成24年3月28日に設立するなど、具体的な対策手法等について検討してまいりました。

これらの経過を踏まえ、福島県では今年度より阿武隈川上流浸水被害対策事業として、三城目地内のあゆり川堤防かさ上げ事業を実施する予定とし、県道須賀川・矢吹線から阿武隈川までの区間を平成25年度の完成を目指し事業を進めております。

なお、今後の事業工程としましては、既に事業説明会を4月20日に開催し、6月中旬から11月下旬にかけて測量作業を実施する計画としております。このほか、阿武隈川のうつくしま大橋からあゆり川までの区間についても堤防のかさ上げ築堤を実施する計画があり、町といたしましては、今後も県を初め、関係機関と連絡を密にするとともに、早期実現に向けたさらなる要望活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、県立矢吹病院の閉鎖型病棟新設案についてのおただしであります。平成15年に制定されました心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療行為及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、国は心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めました。さらに継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善と、これに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的として医療観察法病棟、指定入院機関をすべて都道府県の設置を目指しており、平成23年12月31日現在、全国では25県、28施設と半数の県で整備されております。

福島県では、平成24年策定の第5次福島県医療計画、平成21年策定の福島県県立病院改革プラン、平成22年策定の福島障害者プランにおいて指定入院医療機関、医療観察法病棟の指定に向けた検討等を行うと位置づけ、平成22年7月以来、県職員との検討会が重ねられてきました。県立矢吹病院内への整備を検討されております医療観察法病棟は、設置が国立、または県立等の精神科病院に限られております。

県では平成23年1月、矢吹町議会への説明後、2月県議会において、この病棟の設計費を平成24年度当初予算に計上しておりますが、町としては事前に予算額、整備スケジュール等、具体的な説明は県からは受けておらず、平成24年3月13日付新聞発表の前日、副知事より地元の町民の皆様のご理解をいただいてからの建設を

予定しており、見切り発車はしないとの連絡があったところであります。

現在、地元への説明会については説明責任の主体者の県の整備スケジュール等を確認中ではありますが、実施機関である県が地元への説明を行うことが筋道であると考えております。現時点の問題点として考えられることは、閉鎖型病棟からの退院後は入院前の住所地で地方厚生局が選定した指定通院医療機関において通院を継続することとされていますが、治療の一貫性の喪失により、症状の再発が懸念されるため、矢吹町に居住し継続通院となるケースが十分予想されます。また、社会復帰が十分図られず、就労や自立した生活ができない状況、高齢化した場合、ヘルパー、施設等の福祉サービス提供の可否等、さまざまな課題が考えられます。一方では、町民の皆様に精神医療について正しく理解が得られる必要があるものと考えております。

町といたしましては、今後、県の整備計画等について精査するとともに、町民の皆様や議員の皆様の意見を伺い、県立矢吹病院の閉鎖型病棟の整備に対して慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） ここで昼食のため休議いたします。

(午前11時45分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 1番目の救急医療体制についてですが、冒頭に私は矢吹町を含め、この近隣の救急医療体制はもう既に何か崩壊しているんじゃないかというようなことを申し上げました。私の資料の中に救急搬送が30分から1時間が一番多く、1時間を超えるものも多いということで、町長が近隣の須賀川市、郡山市まで搬送されている実情もあるというような答弁でございました。

そこで、答弁の中に町内、近隣の関係各位と協議を進めているということでした。一つの事例として、民間に任せるのではなくて、地域自治体で共同して救急医療センター的なものをつくるのか、そういう案などもあるんですが、近隣の関係各位と協議をしているという中で、大体どのような話で進んでいるのかということのひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、2番目、台風15号の被害についてです。

阿武隈川上流浸水対策協議会というものがあるということで、協議をしているということですが、当町ではだれが、どういった担当の方がこの協議会に出て、この協議会でどのような話が出ているか、二、三聞かせていただければありがたいと思います。

また、今、町独自の考えとして堤防のかさ上げ増築工事を予定しているということで、本年度の事業案にも載っておりますが、具体的にその工法とどのくらいの高さをかさ上げするか。また、総延長はどのくらいになるのかということを担当課から聞かせて、具体的に説明いただければありがたいと思います。

それから3番目、県立矢吹病院の閉鎖型病棟についてです。

先ほど私申し上げましたが、福島県では当初予算で約2,800万もの設計費を計上しているんですね。このことについて町は事前にどういう話し合いがあったのかということに対して、全くなかったというような説明でございましたが、県も地元の同意、地域の同意をなくしてはという説明があったと思いますが、そういうことも言っていないながら、実際もう既に今年度当初予算で設計費を計上しているわけです。この件について、もうちょっと具体的に町、町長の考えをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

3点ございますが、1点目の救急医療体制でございますが、鈴木議員のほうからは崩壊しているのではないかというような、そういうお考えをお示しいただきましたが、私自身は崩壊ということではなくて、先ほども説明させていただきましたように厳しい状況にあることは認識させていただいております。こうした地域の医療をどのように立て直していくか、再構築していくかということで、いろいろな手法が今、西白河市町村会の市町村長の中で話し合いが持たれております。

一つには県の支援を受けることができないのか、もしくは輪番体制の救急病院のほうからも自治体が主体的になって医師を受け入れるような、そんな体制も構築できないかというような話し合いが持たれております。

なお、これらの件については、この後、県南保健事務所長、第2次救急病院を担っていただいている病院の院長先生方、そうした人を市町村会の集まりの中にお越しただいて、さまざまな問題点、さらにはどうすることが一番いいのかというような、そういった提案もいただきながら、検討を進めていくということで、現在協議が持たれておりますので、そうしたことで今いるということでご理解をいただければというふうに思っております。

2点目の台風の被害について、さまざまな協議会で検討している内容について、どういうメンバーでというようなおただしでございますが、これについては県南、さらには県中建設事務所、福島国道河川事務所長、さらには先ほど話させていただきましたように、近隣の市町村長、さらには専門的な県の技術職員、そうした方たちがメンバーに入って、今後あゆり川、そして阿武隈川の堤体の整備についてどうすべきかというような話し合いがされております。

一つには築堤といいまして堤防のかさ上げ、さらには河床の面積をふやしていく、さらには川全体のレベルというものを考えて、どのような形でレベルを整備していくか、さらには大きなこの後の問題として出てくる遊水地の問題、そうした問題がさまざま検討いただいております。先ほど答弁させていただきましたように、今できるということで、あゆり川については25年度までに整備の方向性というような話をさせていただきましたが、これらの細かい内容についてもわかる範囲でということでございますので、この後、あゆり川の築堤についての整備計画については、都市建設課長より説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらには3点目の閉鎖型の病棟の件でございますが、いろいろな形でのスケジュール等については若干の説

明があったものの、それを何年度からどのような形でというような、具体的なスケジュール等については、先ほど説明しましたように県のほうから細かい説明がございました。

地元の同意が必要だろうということで、地元の同意なくして県のほうは副知事のほうからも見切り発車はしないということについても話をさせていただきましたが、これについては先般の議会全員協議会の中でも、県のほうから説明を受けた段階で議会の皆さん全員が反対の、そうした意思がまとまったということを受けておりますので、これについては非常に難しい問題だろうというふうに思っております。さまざまな問題等も含まれておりますので、そうした問題の解決というものをもう少し県のほうから細かい説明を受けていくことも必要でしょうし、地元の住民の皆様にも県みずからの説明をしながら、そうした説明会が持たれるかどうか、いまだまだ不透明でございますが、そうした住民の説明を経た上で理解を得ていくことが必要だろうというふうに思っております。

私自身も先ほどから話ししているように、全くこういった細かい説明がない中で、予算を計上したということとは全く遺憾だというふうに思っております。この後は議会、さらには住民の、そうした理解が得られたかどうかということを含めて、もう少し慎重に見極めながら判断をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） それでは、5番、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

質問内容はどのような内容かという、堤体の盛り土関係の詳細についてというご質問でございますが、まず延長が阿武隈川河口から上りまして、県道須賀川・矢吹線までの区間、約800メートルでございます。それで、堤防の幅、上幅が4メートルの幅でございます。それで高さが、盛り土高というか、かさ上げ高なんです、一番多いところで約3メートルほどの高さを盛り土するということで伺っております。この高さについては、平成23年度の9月の洪水の被災水位に見合った高さまでかさ上げするというで伺っております。

それで、詳細につきましては、今現在、詳細の計画を立てるために現地測量が始まっております。6月11日から11月までということで実施をする予定でございますので、その測量の結果、もう少し細かい詳細の内容がわかるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

◇ 加藤宏樹君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告4番、2番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 加藤宏樹君登壇〕

○2番（加藤宏樹君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

議場の皆様、午後からよろしくお願ひします。こんにちは。前置きはなかなかできないものですから、すらすらといきます。

質問ですが、1番といたしまして、福島県の法人税、所得税、消費税等の無税化の署名運動がなされておりますが、町民のほとんどは苦しい状況にあることと思ひます。そんな中、固定資産の評価の見直しが行われたと思ひます。町民のほとんどは評価額が下がり、税金がかなり安くなるのではと期待していたと思ひます。土地、家屋の評価額は対前年度比でどのように評価をしたのか伺ひたい。また、今後、固定資産税等の減免、減額等の継続の予定はあるかお尋ねをしたいと思います。

次に、道路関係ですが、今後、町が復興、発展するためにも、西側と東側をスムーズに往来できる道路整備は不可欠だと思ひます。長期展望に立った新規道路計画や、新たな都市計画道路網を策定する必要があると思ひますが、その指針をお示しいただければと思ひます。

また、矢吹町にはすばらしい駅舎があります。ホームへのエレベーターがあれば、お年寄りや体の不自由な方にとっては利便性の向上につながると思ひますが、町としての考えはどのようなものかをお伺ひしたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、2番、加藤議員の質問にお答えします。

初めに、固定資産税の評価替え及び減免についてのおたがしであります。固定資産税は土地、家屋の価格である評価額を課税標準として課税されるものであります。評価額は一般的に宅地については工事価格の約7割、新築家屋については建築費の約7割となっております。評価替えはこの評価額を3年ごとに見直す制度で、資産評価の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に修正する作業であり、平成24年度がその評価替えの年度に当たります。

評価替えは、総務省の定めた固定資産評価基準に基づき行っており、具体的には売買事例価格などをもとに不動産鑑定を行い、地価の変動を把握し、その変動に合わせて評価額を調整しております。東日本大震災は、当然地価の変動に大きな影響を及ぼしていることから、今回の評価替えにおいては結果的に震災や放射線の影響が反映される形となっております。

今回の評価替えによる変動についてであります。前年度と比較して土地評価額総額で7%の減、家屋の総額で11%の減となっております。当然に税額も連動して減額となり、調定総額は前年比で1億2,000万円の減となっております。

下落の理由としましては、長引く不況による全国的な地価の下落傾向と同じであります。特に東日本大震災の発生による不動産取引が低迷していることが大きいものと思われまます。

また、家屋については経年に伴う老朽化による減額補正のよるもののほか、震災により解体除却された家屋

が余りにも多かったことが全体の評価額を押し下げているものと思われます。

先ほど述べましたとおり、評価替えは3年ごとに行うものとなっておりますので、通常であれば評価替えて決定した評価額は3年間据え置かれることとなります。しかし、地価が下落している状況にある場合は、納税者の不利益とならないよう、3年経過していない途中の年度であっても固定資産税評価額を引き下げる時点修正を行うこととなっております。不動産価格が低迷しているここ5年を見た場合、すべての年度で時点修正を行っております。

家屋につきましては、震災により大規模な被害を受けた家屋は、状況に応じて評価を見直す損耗減点補正を行い、税額を軽減する予定であります。本来なら、当初課税前に再評価をしなければならないところではありますが、本年の場合は、その対象数が莫大な数に上ることから、課税後に税額の更正を行い、減額後の納付書を再送する予定で事務を進めております。現在、そのための申請受け付けを実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、昨年度は震災による担税力の低下を考慮し、国の減収補てん措置を受けて、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例による減免措置を実施いたしました。

今年度の固定資産税については、震災から1年が経過し、町財源の基幹税目である固定資産税の確保により復旧、復興を急ぐ必要があることなどから、減免を継続する予定はございません。

今後は、国の動向を注視しながら、地方税の各種特例措置を活用し、引き続き被災者の税負担の軽減、適正な課税に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町の道路整備についてのおたただしであります。既存の道路に歩道を設置するなどの拡幅工事につきましては、神田西線を初め、東郷12号線、一本木8号線など、今年度以降順次進めていく予定であります。おただしの新規路線の道路整備につきましては、平成10年に策定しました矢吹町都市計画道路網計画において、早期に着手する路線として9路線を計画しており、1路線は完了いたしました。残る8路線につきましては、財政的な理由等により事業延期し、いまだ着手できない状況であります。

今年度は復興交付金事業として実施する矢吹町都市マスタープランの見直しの中で、震災を教訓とした都市防災施設、緊急避難機能を付加した新たな道路づくりを計画し、整備してまいりたいと考えております。

また、新たな都市計画道路網策定のおたただしであります。震災から1年が経過し、北町と五本松を結ぶ旧4号国道を初め、一本木29号線（旧石川街道）、田町大池線など主要道路の沿線にあった建物が被災により取り壊されたことで、あちらこちらに更地が目立っており、今後、そのような更地に建物を建てることを見込まれます。こうした震災という大きな環境の変化は、復旧、復興という観点からも新たな課題への取り組み、とりわけ都市計画道路網の見直しが必要であると認識しております。

震災の検証を踏まえ、本町の防災機能を強化する社会生活基盤の整備と復興を目指して、都市計画の最上位計画である矢吹町都市マスタープランについて、今年度から見直しを行っており、その中には将来を見据えた都市計画道路網の整備も含まれております。都市防災施設、緊急避難道路の観点から、道路の構造やルートの見直しを進め、安心安全、利便性向上はもちろんのこと、市街地の復興を中心としたまちづくりに寄与できるような計画を策定してまいります。

なお、策定に当たりましては、現計画の検証を十分に行った上で、予定される路線の沿線に土地をお持ちの

方々と話し合いを持ちながら、さらには議員の方々や関係者、住民の皆さんを集めたワークショップなどにより、意見を取り入れながら見直し作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、駅ホームへのエレベーター設置について町としての考えはあるかとのおたがしであります。矢吹駅は改札口からホームまでの昇降には階段を利用するため、高齢者や足が不自由な方が転倒する恐れもあり、町といたしましてもエレベーター設置等による安全性確保の必要性は十分に認識しているところであります。

JR東日本には、福島県及び県内市町村で構成する福島県鉄道活性化対策協議会を通じてエレベーター設置の要望書を毎年提出するほか、機会あるごとに意向を伝えてきておりますが、矢吹駅についてはエレベーターの設置基準を満たしていないため、設置を見送るとの回答をいただいております。

エレベーターの設置基準については、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、当該施設1日の平均乗降者数が5,000人以上であることと定められていましたが、ことし3月に制度が改正され、3,000人以上であることと改められました。エレベーターの設置基準が引き下げられたことは、要望活動の一つの成果であると認識しておりますが、矢吹駅の1日の平均乗降者数は、平成22年度で1,119人となっており、新基準も満たしていない状況であります。

しかしながら、設置基準については、地域の実情にかんがみ、利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化することとされていることから、今後も設置に向け、継続した要望活動に取り組んでまいります。矢吹駅は地域交通の要衝であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、今後も、利用者の利便性の向上と安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

2番。

立って質問してください。

○2番（加藤宏樹君） それでは、再質問させていただきます。

1点は、評価額の見直しについてなんですが、町民の方は大変な思いをしているときだと思っております。こういったときに評価額を下げ、負担の軽減を努めることも重要なことだと思います。宅地については多少というか、1割弱ぐらい全体で下がったようですが、農地、山林については前年度と同じというところだと思います。原発災害と風評被害の中、この評価額を下げ、土地の所有者の苦悩を少しでも取り除くために、行政が手助けすることも政治のなせるわざだと思います。なぜもっと下げられないのか。なぜこの評価額にしたのか、どういう機関で、だれが決めたのかをぜひお伺いしたいと思います。

次に、道路網についてですが、今でも石川街道、旧奥州街道については矢吹町の主要な道路だと私は認識しております。県道石川線や旧国道の歩道整備、もしくは拡幅、こういったことをして将来の礎をつくって、人が住みやすい、生活しやすい、まず行政ができることとして道路整備だと思いますが、町としてはどういったスタンスで臨むかお伺いしたいです。

次に、駅のエレベーターなんですが、町のほうの予算で何とかするというわけにはいかないのかどうか、お伺いしたい。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、固定資産税等の評価額の見直しについて、町民の皆さんの負担については非常に重くなっていると、今回、農地や山林については全く手つかずになっているけれども、原発災害等も含めて農家、それに土地の所有者については大変な負担だと、そうした負担をできるだけ軽くできないかというようなことでございますが、これについても先ほど答弁させていただきましたように、町としてはできる限りの手当は今後もしていきたい。しかし、復旧、復興という、また一方でお金のかかる話もございますので、できるだけ町の負担は少なくしながら、国・県のほうの支援を受けていくような、そうした手法も探ってはいきますけれども、一定の財源がなくて、皆さんが考えている、さらには今回の復興計画で盛られている、そうした計画がなし得ないということも加藤議員にもご理解をいただきたいと思えます。

なお、課税の仕組み、課税の方法等について、詳しい税目ごとの内容等については税務課長から、その点については答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに、2点目の道路網について、市街地の旧奥州街道、さらには県道石川・矢吹線等々、町には主要幹線も含めて町道を含めるととてつもない距離の延長の道路網が縦横無尽に走っていることについては、加藤議員もご案内のとおりだというふうに思っております。将来を見つめて、まずそうした生活基盤である道路網の整備、交通、さらには経済活動についても、すべて道路の整備いかにかかっているということについては同じ思いでございます。今後につきましても、道路の整備が非常に大切だという考え方を私も強く抱いておりますので、できる限りの整備を急いでいきたいというふうに思っております。

さまざまな整備の手法が考えられるんだと思えます。国道、県道については県と国のほうに強く要望してまいりますし、町としてお手伝いできることについてはお手伝いをしていきたい。例えば用地買収の問題や、住民へのそうした説明会のご案内等々を含めて、町としてできること、町道の整備についても優先順序を定めながら、住民の理解を深めて、さらには簡易的な道路の整備という手法もございますので、住民の要望に端的にこたえられる、そんな形で道路整備を急いでいきたいと思えますので、この点については加藤議員と同じ思いであるということもご理解いただければというふうに思っております。

3点目の矢吹駅のエレベーターの設置、町のほうで単独で整備できないかということになっておりますが、非常に難しい問題だというふうに思っております。ちょっと待ってくださいね。

財政面で細かいことを話しさせていただきますが、通常、エレベーターの設置においてはJR、国、地方自治体で原則3分の1ずつの負担となっております。事業費として約1億5,000万から3億かかります。そうすると最低でも5,000万から1億円かかるというようなことになっております。ちなみに、直近では平成22年度で新幹線の停車駅であります新白河駅にエレベーターが設置されました。約3億3,000万、設置費用がかかっております。その時点で西白河の市町村会として県のほうにも要望できないかというようなことも含めて、県の要望を勝ち取ることもできました。そのときには、JRが1億3,000万、国土交通省1億、地方自治体とい

うことで1億、県が4,000万、西郷村5,200万、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、矢吹町は152万の負担で済みました。この負担割合は立地する、そういう町村において若干負担割合が変わるということがございますが、そうした形で国やJR、さらには県までの支援、そして近隣の市町村からも支援を受けられるということを考えれば、今、優先順序を考えますと、エレベーターを町単独でやるということについては優先順序的には低くなるのかなど。ただ、先ほども答弁させていただきましたように、国、JR、県、各近隣の市町村、そうした形での支援も受けられるような方向性を見極めながら、今後エレベーターの設置についても前向きに検討を深めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で私からの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

税務課長、井戸沼寿量君。

〔税務課長 井戸沼寿量君登壇〕

○税務課長（井戸沼寿量君） 2番、加藤議員の質問にお答えいたします。

先ほど、宅地については1割ほど下がっているのではというふうなお話でありましたけれども、今回、町長のほうより申し上げました宅地についてはということじゃなくて、土地の評価についてはという数字でございました。それと家屋についての数字を申し上げたところです。土地については宅地の評価そのものは、いわゆる路線価とか工事価格に基づいてやっております。農地、山林等については地区的に分けて、そこも売買事例、そういったものを参考にしながら不動産鑑定をかけて算出しております。もちろん、全体の評価替えの見直しにつきましては、総務省のほうで出している基準、それに基づいてやっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で2番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆様こんにちは。

また、ご多用の中、傍聴席にご参集の皆様におかれましては、新たな顔ぶれでの議会に対してたくさんの町政の要望や期待を持つてのこととお察しいたします。改めて身を引き締めて初質問に臨ませていただきます。

きょうは6月11日ということで、昨年の東日本大震災からちょうど1年と3カ月を迎えることになります。昨年、私もこの町の自宅で地震の瞬間を迎えまして、大変な地震が来たなと感じました。外に出るとかわらが落ちたり、道路の亀裂が目立ったり、大変なことが来たと思ったのは皆さんも同じかと思います。

そんな中、翌日から町のほうでのボランティア活動なども目の当たりにしまして、給水活動やそれから食料

の炊き出しなどに町の皆さん、それから町の職員の皆さんが大勢集まっています、これは大変な地震だけれども、復興も近いんじゃないかなと、頑張れば何とかなるぞと思ったものであります。

ただ、そのような中で、ご承知のように福島第一原発の事故が、この地震をもとにして起こったわけですが、この事故が起こったことにより、ガソリンの入手が困難になったり、食料の入手、なかなか食料も入ってこないというような事態が起こった。また、農産物等へは放射能が降ってきて直接の被害もありましたし、それから風評ということで、農産物などが売れなかったということも記憶に新しいことです。

こういった原発事故さえなければ、こういった町民生活の混乱もなく、もっと早く復興は進んだのではないかなと、私は思うところであります。

そこで、この原発事故に起因することに関連いたしまして3点町政についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目ですが、原子力発電所事故による損害賠償及び給付事業についてということで、既に町の広報などでも知らされておりますが、今回精神的な被害を与えたということで、東京電力からの賠償金、それから県の基金による賠償金が支給されることが決まっております。当町、矢吹町を含む県南地域では、子供、妊婦に対しては東電から20万円、そして県からはそれに10万円が加算される。また、その他の人に対しては東電からは対象外、県からは4万円ということになります。ご承知かと思いますが、県北、県中等ではこれが、県からの給付というのはありませんが、子供、妊婦に対しては40万円、そしてその他の方に対しては8万円ということですので、これに対して低く抑えられている。なぜ低く抑えられているのかということは、空間線量などをとってみても、お隣の鏡石などと比べましても、高いところもあるにもかかわらず、これが低く抑えられている、これはなぜなんだろうとの思いは町民の皆様、共通して思われていることであると思います。

当然、こういうもの、いろいろと原発事故で苦しんできたことに対して、額こそ減額はされますが、支払われるということに対しては、町の皆様の声が町政を動かしたということは言えるのではないかなと思います。町としては東電や県に対してなぜ低く抑えられているんだということ、それに対してどうお考えなのかということ、これをまず1点お聞きしたいと思います。

また、関連して、町からも賠償金の支払いに関してスケジュールが示されております。これは東電と県からのスケジュールが示されたということですが、東電からは6月上旬から請求書の郵送が始まり、6月下旬に支払いが開始される。7月下旬に支払い業務が完了となっております。一方、県の基金による給付は、これとは別に6月下旬に申請書が郵送され受け付け開始、7月中旬に支払い開始、口座振替、そして11月下旬に申請書受け付けの期限となり、11月中旬に最終振り込み期限となっておりますが、このように二重の手間が必要になるわけですね。今まで、東電に対する仮払い請求ですとか、実害に対する損害賠償請求、また地震のいろいろなさまざまな給付金などの手続で、町の皆さん、かなり何度も何度も手間をかけて役場などに足を運んでおりますが、またこの賠償金、迷惑をかけたからと払われる賠償金に対しても、二重の手続が必要になるということは、できればこれは軽減していただきたいという考えがあります。そこで、町としてはこれをどう対応していくのかについてお聞きしたいと思います。

続きまして、除染の問題に対してお聞きしたいと思います。

当町では、24年度重点除染地域として、田内、柿の内地区の住居の面的除染から進められるという計画が発表されております。これは一刻も早く進めてほしいと住民の願いからして大変評価できるものであると思いま

す。しかし、またこれが始まったのが1年を経過してからということになりますので、一刻も早く取りかかっていただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、田内、柿の内地区以外にも、町内ホットスポットと呼ばれるようなところがあります。例えば、私先月、琉球大学の矢ヶ崎克馬名誉教授がお隣の泉崎村に講演でおいでになったときに、10カ所ほど線量の測定をされたのですが、そこに同行させていただきました。具体的な場所についてはここではお話しませんが、例えば軒下の雨水がたまりやすいところ、それから山際の落ち葉や、それから水がたまりやすいところについては、線量で6.0マイクロシーベルト毎時という、この町では大体0.25ぐらいですね、今、0.25マイクロシーベルトですけれども、お隣の泉崎村も役場のあたりでは同じような数値、それに対してやっぱりはかってみると、そういう桁が違うところも存在する。こういった観点からすると、そういったホットスポットの場所については、田内、柿の内地区と同時に進めていく必要があるのではないかと考えておりますが、これについてのお考えをお聞きしたいと思います。

また、効果的な除染を推進するためには、当町独自の空間線量の測定と、全町放射線マップの作成を予定されているという話を聞いております。これについても一体、私のうちの場所はどれぐらい高いんだということ、それから除染はいつになったら始められるんだということが、町民の皆さん、まず知りたいことだと思いますので、具体的なスケジュールについてもお尋ねしたいと思います。

最後に、3点目になりますが、放射線の障害による健康診断の充実についてお尋ねしたいと思います。

低線量被曝や内部被曝により、将来がんや白血病、その他の健康への懸念というものはさまざまな学者の方からも指摘されているところでもあります。また、これは健康には影響はないと言っている方もいますが、放射線というのは、町の中で図っているのはガンマ線の測定ですが、実は放射性物質からはアルファ線やベータ線も出ております。こういった各種を呼吸などによって体の中に取り込んだときに、とどまったところから継続的に浴びれば、それはやはり放射性物質の崩壊により、電離作用で細胞が傷つけられるわけですから、これはないと言い切ることはできないのではないかと考えます。

そこで、この放射線の事故を受けて、もちろんこれから県南地方に配置される内部被曝を測定するためのホールボディカウンターなどの検診も近々始まると聞いておりますが、1回に終わらず、継続的にやっていくことが必要であると考えます。

ベラルーシ等でもチェルノブイリ事故の7年前にはわずか7名だった甲状腺がんの発生が、その後の7年間で300名以上になったというデータも実際に研究者の中から示されております。そのような観点からして、さらなるがんや甲状腺がんだけに限らず、さまざまながんですとか、これからの健康被害についての健康診断を継続してやるおつもりはないか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午後 1時46分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時00分）

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、安井議員の質問にお答えします。

初めに、原子力発電所による損害賠償及び給付事業についてのおたかしであります。昨年、原子力損害賠償紛争審査会において、中間指針追補が取りまとめられ、自主的避難等に係る損害の範囲が示されましたが、本町は原発事故の避難区域外として賠償の対象となりませんでした。福島県民等しく適切な賠償がなされるよう、町民の皆様から1,288枚、1万4,711名分の署名について協力をいただき、町議会の大震災及び原発事故調査特別委員会及び福島県原子力損害賠償対策協議会と連携を図りながら、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を通じ、国及東京電力株式会社へ繰り返し強く要望、要求してまいりました。

その結果、東京電力株式会社から、県南地域住民のうち妊婦及び18歳以下の子供を対象に、一律20万円の定額賠償を行うこと、県の原子力被害応急対策基金に30億円を拠出する考えが示され、県はこれらを原資に係る市町村を通じ、県南、会津、南会津地域給付金給付事業として、県南地域の妊婦と18歳以下の子供に10万円、その他の方に4万円を給付する支援策の提示がありました。本町では早期に賠償金が町民に支払われるよう、この提示された案を受け入れましたが、現在の賠償内容ではまだまだ納得できるものではないため、町議会の大震災及び原発事故調査特別委員会及び福島県白河地方・会津地方原子力損害対策本部と連携を図り、今回の賠償について、なぜ矢吹町がこのような賠償に至ったのか、東京電力や文部科学省、また原子力損害賠償紛争審査会に説明責任を果たしていただくこと、さらにいまだ不十分な賠償について、今後の要望の進め方や活動内容について検討を行い、継続して原子力損害賠償の完全実施に向けた要望活動を進め、別途、賠償訴訟についても協議、検討してまいります。

また、東京電力株式会社の自主的避難等に係る賠償金と、県の給付金事業の支払いに関する手続は、賠償金の請求は東京電力株式会社に対して、給付金の申請は矢吹町に対して行うため、平成23年3月11日の原発事故発生時、妊娠されていた方と18歳以下であった方は、東京電力株式会社と矢吹町、それぞれの手続が必要となります。

本町では、今回の原発事故の直接の原因者である東京電力株式会社が、町民に負担がかからないよう支払い手続を一括して行うべきであると県を通し要望しましたが、賠償金と交付金とでは、目的が違うことから一括した手続はできないとの回答でございました。

東京電力株式会社の賠償金については、請求受け付けが6月中旬から開始される予定であり、6月下旬から賠償金が支払われる予定であります。東京電力株式会社では、請求書の発送後、相談窓口を役場1階東側の相談室に開設し、2名を常駐させながら相談対応する予定であります。

市町村が行う給付金の申請手続については、本町では支払い手続をできる限り簡略化するため、申請書に住民登録されている方の氏名等の印字を行い、記載例、QアンドA、返信用封筒などを同封することにより、郵送手続を基本に支払い事務を進めていきたいと考えております。申請書の送付は6月下旬を予定しており、7月中に第1回目の口座振替による支払いを行い、12月末の最終振り込み期限まで申請件数に合わせて支払いし

てまいります。

本町では、簡便な手続と早期の支払いを心がけ、町民の皆様にご迷惑がかからないよう体制を整え、対応を図ってまいります。給付金支払いのスケジュール等が決まり次第、新聞折り込み、町ホームページ、対象者となる世帯主の方あてに、全件通知するなどの周知を徹底して行い対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染計画についてのおただしであります。このたびの東京電力福島第一原子力発電所事故の放射能の影響により、町全域が放射能に汚染され、経済面のみならず、健康面、精神面にも大きな被害を受けております。

このような中、一日も早く事故前の生活を取り戻すためには、放射線の低減を目的とした除染が最も重要な対策であることから、今までに国の緊急実施方針に基づき、小・中学校、幼稚園、保育園等の子供の健康を守るために、校庭、園庭の表土除去による除染を進めてまいりましたが、今後、生活空間の除染を進めるために、現在、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境省福島環境再生事務所と矢吹町除染実施計画の協議を行っており、7月上旬には国の承認が受けられるものと見込んでおります。

この計画は平成27年度までに町全域を除染実施区域として国の補助金により除染を行うものであり、今年度は町内でも放射線量の高い田内、柿の内地区の農地の除染を実施しており、今後は住居等の生活空間を中心とした面的除染を行うこととしております。

おただしの局所的に線量が高い箇所、いわゆるホットスポットについての除染につきましても、矢吹町除染実施計画が国の承認を受けると、国の費用で面的な除染と並行しての実施が可能となることから、制度の制定を早急に図り除染を実施することで、町民の方々への放射線に対する不安の解消を図ってまいります。

次に、町独自の空間線量の測定と全町放射線マップ作成の具体的なスケジュールについてのおただしであります。町内全域の放射線マップは放射線量の場所的、時間的変化を地図上で表示することにより、それぞれの地域の放射線量の変化が目に見える形で表示され、放射線の現状認識と今後の面的除染や町民の不安解消のために必要な事業と考えております。

現在の放射線量の測定結果の公表につきましては、文部科学省による航空機モニタリング、可搬型モニタリングポスト、リアルタイム線量計による測定結果の公表など、国・県によりさまざまな形で放射線量が公表されております。また、町の放射線量の測定状況につきましては、主に学校、公園、集会所など、公共施設の放射線量を防災行政無線、広報やぶき、町ホームページなどを通じて公表を行っております。

このように、現在、放射線量の数値による公表は行っているものの、放射線マップという地図に位置、線量を表示した形式による公表は行っていない状況にあります。このような状況から、地域の平均的な放射線量を把握するため、200メートル程度のメッシュによる放射線マップの作成業務に早急に着手し、各機関が測定している放射線情報の集約や、現地測定、データ入力等の作業を行い、10月初旬には町民の皆様公表する予定としております。

また、作成する放射線マップにつきましては、定点による継続的な測定公表を予定しており、除染後の経過も含めた放射線量の場所的、時間的変化を公表することにより、町民の皆様放射線に対する不安解消を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、低線量被曝や内部被曝による健康への影響の懸念と、町としての対策についてのおただしであります。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により多くの町民の皆様が放射性物質の健康への影響に対し、不安を抱えている状況にあります。福島県では今年度から既存の制度、具体的には労働安全衛生法に基づく健康診断などの規定により、健康診断を受診する機会がない、おおむね19歳から39歳の方に対しても、健康審査を行い、生涯にわたり、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療に資することで、健康長寿県を目指しており、県民の受診者層を拡大することで、放射性物質の影響を最小限にとめるよう、継続的な健康管理が行われます。

矢吹町民の皆様につきましても、これまでに健康診断の受診機会がなかった若年層が対象となることで、健康管理が充実し、原子力災害による健康についての不安が解消される一つの対策となるものと考えております。

低線量被曝や内部被曝によるがんや白血病などに関する対策につきましては、専門的な知見が必要なことから、医師会や県のアドバイザーグループの助言をいただきながら、町として必要な対策を講じてまいりたいと考えております。今年度予定している具体策としては、ホールボディカウンターによる内部被曝検査を実施することとしております。第1段階といたしまして、6月下旬から8月末にかけて妊婦及び4歳から15歳までの子供たちを優先的に実施し、その後ある程度の期間が必要となりますが、全町民に対しての実施を予定しています。また、昨年度に引き続き、今年度も15歳以下の子供に対して、ガラスバッジ線量計による外部被曝検査を行い、継続的に被曝線量の調査を行い、その結果に基づいた必要な対策を講じることにより、子供たちの健康に対する不安の解消に努めてまいります。

原子力災害による影響は先を見通すことが難しい状況にありますが、町民の皆様にとって最も大切な命にかかわる問題でありますので、正確な情報の共有と適切な対応など、慎重かつ十分な対策を継続して講じてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） まず、最初にお答えいただきました原子力損害賠償の請求の手続に関してですが、請求先が2カ所ということで、2度も手間になってしまうことはまだ納得できるものではないのですが、ただ東電が役場に常駐してその手続をされるということですが、それについて役場に常駐するというだけでは不十分ではないかということも考えております。要望があれば町民の自宅へ赴いて、丁寧に説明をしていただく、こういったことを町としても要求していく必要があるのではないかと思います。その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、除染についてですが、10月初旬までにはこの計画が実行され、線量マップも今よりも具体的なものが出るということのお答えでした。当然、それに基づいて田内、柿の内地区と同じような線量の高い地域については除染が進められると思います。また、10月までとかがってしまう期間に対しても、いろいろと人的な面もあると思いますが、なるべくその辺も早くしていただいて、具体的に除染を進めるということを改めて具体的な方法についてお聞きしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

また、健康診断についてですが、ホールボディカウンター、ガラスバッジによる健康調査については継続的

にやっていくということですが、これについては当年度に関してのことであるのか、今後も継続して行えるのかということをお聞きしたいと思います。先ほども私の質問の中でお話しさせていただきましたとおり、2年後、3年後、5年後、10年後と、いつ出てくるか、その障害についてはわからないものでありますので、継続的な健康調査、それに加えて、現在の健康診断だけではなく、放射線による障害、あらゆることをアドバイザーのスタッフの方とも協力して進めて、検討していただきたいと思います。現段階において、その辺の具体的な健康調査についての拡充項目についても、あわせてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

3点ほどございました。1点目の損害賠償、二度手間ではないかという問題、これについては本当に申しわけなく、私も思っております。県と東電、2カ所に請求をしなければいけないという、本当に煩雑な手続になります。先ほども答弁させていただきましたように、これについては何回も要望活動をしてまいりました、職員もみずから町自体の考え方を提示しながら、そうした方向性に申請の内容を変えていただけないかというような、具体的なそうした作業の内容等についてもお示したんですが、全県的事業であることということで、1つの町村に対してそういうことを個別に対応はできないということで、今回のような申請の内容になってしまったということについて、議員の皆様におわびを申し上げながら、何よりも町民の皆様にご負担をおかけすることについて、改めておわびを申し上げたいと思います。

ただ、安井議員が言われたように、東京電力の職員が2名常駐し、申請に当たってのさまざまな作業の内容等についてはアドバイスをいただくということについて、こちらのほうにそうした手当をしていただけるというのは、一定の成果ではないかというふうに思っております。安井議員がお話したように、なぜこういう状態に陥ったのか、またはなぜこういった賠償の内容になったのかというようなことについての丁寧な説明というような要望もございましたので、そうしたことについても町としては十分に住民に理解していただけるような、そういう説明責任を尽くしていただくような、そういうこともしていただくようにというような、そんな要望もしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

2点目の線量マップの作成でございますが、10月初旬ということで、先ほど町のスケジュール等について話をさせていただきました。私も安井議員と同じように、できるだけ早く空間線量を各地域ごとに調査をしながら、線量マップを作成し、そして具体的な除染について、できる限り早く実施していただけるように努力をしておりますし、職員のほうにもそのように指示をしながら、一緒になって住民の期待にこたえられるようにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ホールボディカウンター、さらにはガラスバッジ線量計による健康調査については、これについては継続してまいります。放射線の対応については、長い時間がかかる。これは1年や2年で終わるものというふうには、私自身も考えておりませんし、もちろん国や県についても同じような考え方であるというふうに私も理解しております。今後も継続して実施していきたい。

なお、その測定結果については、今までもそうだったように、ガラスバッジ、さらには子供たちに配った積算線量計、これらについては専門家の方に、その内容等について一定の知見というか、そういったものもいただいております。当然、ホールボディカウンターによる測定結果についても、そうした放射線の専門家による診断が下されて、それに対する対応等についてのアドバイスもいただくような、そういう体制になっておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

いずれにしても、この放射線の問題については非常に難しく、さらに長い時間がかかること、そうしたことも含めて、町として万全の対応をとってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解とご尽力を切にお願い申し上げまして、安井議員の再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） 最後の今後の健康診断の体制についてのお答えに対して、再度質問させていただきます。

ホールボディカウンターの健診、これについて、またガラスバッジの着用による外部被曝線量の計測について、今後も引き続きやられるということで、その辺についてはぜひやっていただきたいと思っております。

さらに、先ほどもお話いたしましたとおり、ホールボディカウンターですとか、ガラスバッジというものは、ガンマ線による外部被曝の計測しかできない、またホールボディカウンターは内部に取り込んだもののガンマ線による計測しかできないものでありますから、さらに精密な検査が必要であると思われれます。それについても継続して、かつ拡充をしていくことについてのお考えを再度お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ホールボディカウンター、ガラスバッジの健康調査については継続していくと、それについては理解できたと。しかし、ガンマ線以外の放射線の測定をどうするのかということについて、まだ町として検討する余地がある。さらには、そうした内容についてもお聞かせいただいていないということですが、これについては、今現在のホールボディカウンターではセシウム、いわゆるガンマ線だけの放射線測定器というような、そういう取り扱いの機械だというふうに理解しております。これらについては今後ガンマ線以外の放射線については、どのようなことができるのかということについて、県のほうと協議を深めながら、県の対応も含めて注視しながら、町としても対応に当たっていきたいというふうに思っております。

話の内容で、具体的な県の方針というものではないんですが、今のところガンマ線の数値でもって、ガンマ線以外のアルファ、ベータ線については類推できるというような、そんな判断もありますので、今回、今まで検査を受けた放射線の高い地域、市町村では、そういった心配はまだ出ていないというような、そんな報告は受けていることについては、一応私のほうから報告はさせていただきますと思います。

なお、これらについて再度協議を深めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時23分)

平成24年第370回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年6月12日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第37号・第38号・第40号・第41号・第42号・第43号

陳情第2号・第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君

都市建設課長 藤 田 豊 君 上下水道課長 円 谷 清 茂 君

保健福祉課
主任主査兼
健康増進係長 梅 原 佳代子 君 会計管理者
兼出納室長 円 谷 一 雄 君

教育次長兼
学校教育課長 陳 野 秀 敏 君 生涯学習課長
兼中央公民館
長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太 主 幹 兼
局長補佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより、前回に引き続き一般質問を行います。

◇ 薄葉好弘君

○議長（栗崎千代松君） 通告6番、3番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴席の皆さん、早朝よりお越しいただきまして、大変ご苦労さまです。

それでは、通告いたしました私の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、米の放射能の全袋検査について質問させていただきます。

農家の皆さんにつきましては、昨年の福島第一原発の放射能漏れ事故によりまして、農産物の風評被害を現在も受けております。ことしは、羽鳥用水の復旧により水田も例年の作付がされて、「さわやかな田園のまち」にふさわしい水田の風景となっております。実りの秋を期待しているところではありますが、米については大変消費者への安心・安全の面で、ことしから全国で初めて米の放射能の全袋検査が取り組みされるというふうな状況でございます。

県の話では、150台の検査機器で1日およそ2,000袋の検査が可能だということであれば、2カ月で県全体の検査が終了すると見込んでおります。しかし、昨年からは始まった収穫前の予備調査、収穫後の本調査を踏まえてから通常の米の買入れ検査をして、その後に放射能の検査をして、米に1袋ずつQRコードを張りつけて、消費者がインターネット上で放射能物質の結果が調べられるように、そういう検査体制だということ、本当にそういう部分で検査は大丈夫なのではないかというふうなことが言われております。

私も昨年までJAで米の買入れ検査の経験をしておりますが、通常の検査の3倍の時間と経費がかかるのは予測できますし、JAS法に基づく新米の表示販売できるのがことしの年末まででございますから、これが終了できるとは私には思われません。

この放射能全袋検査がすべて県の指示で行われると聞いておりますので、矢吹町でも3台の検査機器を購入するようになっておりますが、処理能力と検査方法から運用面で時間と経費がかかり過ぎる課題も多いと思わ

れますので、農家に負担にならないよう、検査機器の増設と必要に応じた追加の予算措置を対応する考えがあるかを伺いたいと思います。

次に、農地の除染方法について質問させていただきます。

今後の農業復興には、農作物への風評被害と土壌汚染が重要であると言われております。現在我が町でも、農地の除染に関する基本的な考え方で、水田については重点地区にゼオライトとカリ肥料散布を実施し、その他の水稲作付農家にはカリ肥料を配布して、放射性物質の移行抑制対策を図るとしております。

今回、私が除染方法としてお聞きしたいのは、植物を使った新たな農地の除染技術の取り組みであります。イネ科のモロコシ属の1年雑草のソルガムという植物が、土壌中の放射線セシウムの吸収が高く、農地の除染と農業再生を同時に行える効率的な除染技術として注目されており、植物とエネルギー農業の技術が県内でも進められておりますので、矢吹町としてもこのような除染方法を試験的に取り組む考えはあるのかを伺いたいと思います。

最後に、商工業の再生としてということで、ふくしま産業復興企業立地補助金についてお伺いいたします。

県内の製造業等の民間企業の生産拡大と雇用創出を図り、地域経済の復興再生に寄与するために、ふくしま産業復興企業立地補助金ということで167件が先月採択されましたが、申請の4割、123件は採択が保留されております。

採択された企業に福島民報社がアンケート調査した内容を見てみますと、緊急性が優先されると言われておりますが、採択企業では年内操業は35社でございます。操業開始が「未定」と回答した企業は19社、新規雇用についても「未定」と「検討中」が11社回答されており、一定の基準で採択されたと県からコメントは出されておりますが、本当に申請された要件によって平等に採択されたのかは疑問が残ります。

矢吹町でも6企業が申請し、3件が採択されて3件は採択保留であり、町長も町村会で予算の増額の要望をしておりますが、現在は難しい状況であるということでございます。町としては、保留されている企業に対しまして何らかの対応をする考えがあるのかを伺いたいと思います。

以上3点、質問にさせていただきます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、3番、薄葉議員の質問にお答えします。

初めに、米の放射能の全袋検査についてのおただしであります。この事業は、福島県が主導し、本県農業の基幹作物である米について全袋検査を行うことにより、原発事故に伴う県産農産物に対する消費者の不安払拭や信頼回復を図り、安全性の可視化を図る事業であります。

事業としましては、6月を目途に、地元のJAや商系の集荷業者を構成員とした地域協議会を立ち上げ、配置計画に基づく検査機器を導入し、JAや集荷業者との調整を行い、具体的な検査計画を定め、秋にはすべての矢吹産米について検査を行う予定であります。現時点での予算総額は7,600万円、すべて県費対応になって

おります。

この事業は前例のない事業であり、しかも準備期間が短いため、現時点においても幾つかの課題が生じております。

1つ目の課題は、矢吹町の場合、約24万袋の米を検査することになりますが、本町はJAが2つあることに加え、民間の集荷業者への出荷割合が高く、集荷業者が利用する民間の倉庫も多いため、県の配置計画で示された3台の機器では対応が困難なこと。

2つ目の課題は、メーカーの仕様に基づき1分間に4袋の検査を24万袋検査した場合、検査終了まで約3カ月程度要することになり、農家への米の支払いがとおくれる心配や、新米としての価値も低下する懸念があること。

3つ目の課題は、予算の枠が決まっているため、検査機器の台数の増加が難しいこと、また、今後の作業員の増加等による検査経費の増大が心配されること、さらには、集荷業者等の新たな検査コストに対する東京電力への損害賠償の整理がいまだ示されていないことなどがあります。

現在、測定器の台数増等の課題を整理しながら、地域協議会の立ち上げ等へ向けて県との連携をとり情報収集に努めておりますが、特に重要なことは米の全袋検査に伴う農家負担でありますので、新たに農家の皆さんの負担が生じることがないように努力してまいります。

そのためにも、県に対しては予算の拡充を強く要望し、町としての対応も模索しながら、より効率的で効果的な体制の構築を目指し、生産者から見た安全対策の強化、消費者に対する安心・安全の取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農地の除染方法についてのおただしであります。ご指摘のとおり、今後の地域農業を復興し再生するためには、農産物の風評被害の払拭と土壌の除染が極めて重要であると考えております。

前日の藤井議員への答弁と重複いたしますが、現在の農地の除染の実施状況については、矢吹町除染実施計画の重点地区に位置づく田内地区及び柿之内地区の水田については、反転耕による除染を行い、土壌改良資材としてゼオライト及びカリ肥料を散布しております。また、田内地区及び柿之内地区以外の地域には、水田を対象に、6月末から7月にかけて、放射性物質の移行抑制が期待されるカリ肥料を10アール当たり20キログラム配布する予定になっております。

議員ご指摘のとおり、現在、イネ科の1年草のソルガムという植物が放射性物質セシウムの吸収が高いことから、農地の除染と農業再生を同時に行える効率的な技術として注目されております。

財団法人東北農業支援ネットワークによりますと、震災後の昨年5月から、東京大学や名古屋大学などと連携し、ソルガムの栽培試験を福島県内で行った結果、1グラム当たりの吸収量がヒマワリの約50倍から200倍、移行係数で見ると3%から5%であったと報道されております。

移行係数については、福島県農業総合センターの研究結果によりますと、水稻の移行係数は平均で0.5%、野菜は平均で0.3%以下といずれも低い移行率になっており、例えば、役場周辺の土壌のセシウム濃度はおおむね1キログラム当たり500ベクレルですが、仮にその土地に水稻を作付した場合は、玄米への放射性物質の移行は2から3ベクレルになると見込まれます。

注目すべきは、土壌中に含まれる放射性セシウムをソルガムで吸い上げる除染技術とバイオエタノールを製

造・販売するという、いわゆるエネルギー農業の可能性についてであります。

エネルギー農業については、政府が進めております再生可能エネルギーの観点、バイオマス利用の観点から、地域農業を再生させるための有効なツールになるだろうと考えておりますので、今後は、既に取り組んでいる鏡石の実施状況や他の市町村の状況を調査研究しながら、有効な方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ふくしま産業復興企業立地補助金についてのおただしであります。この制度につきましては、東日本大震災及び原子力災害により広域的に被害を受けた福島県の復興再生を促進するため、製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図ることを目的として、県外からの新規企業立地や県内企業の流出防止、県内での新増設を行う企業に対する補助について、経済産業省所管の地域経済産業復興立地推進事業補助金を活用し、福島県が創設したものであります。

事業期間は平成24年度からの3カ年ですが、初年度の申請総額が予算総額1,600億円を大きく上回ったため、5月11日に発表のあった採択状況につきましては、申請のあった299件のうち、採択件数は167件にとどまり、9件を不採択とし、約4割に当たる123件は予算不足のため保留となっております。また、町内の事業所からも6件の申請がありましたが、採択されたのは3件で、残りの3件が保留とされております。

県では、今回の採択分で約2,700人の新規雇用が見込まれるものの、福島の復興再生のためには、保留企業の追加決定及び次年度以降の予算を確保し、さらなる雇用の拡大を図ることが不可欠であることから、国に対し、予算の拡充について引き続きあらゆる機会を通じて強く要請することとしております。

5月31日には、福島県、県市長会、県町村会等5団体が連名で、佐藤県知事から柳沢経済産業副大臣へ直接要望書を手渡し、予算の大幅な拡充を要望しております。町につきましても、これに先駆けて5月22日、西白河地方町村会の4町村長が経済産業省へ出向いて、柳沢副大臣に予算の拡充について要望書を手渡したところであります。

今回の企業立地補助金の予算額1,600億円は、全国的にも破格の金額であることから、国が予算拡充の要望を受け入れるかどうかは厳しい状況が続いておりますが、今後も県、町村会と連携し、要望してまいります。

この企業立地補助金は、1事業所200億円を上限として、用地取得費、建物及び機械設備等の取得費について、初年度申請分が3分の2、2年目の申請分についても2分の1を補助するという非常に手厚い制度であり、これに見合う額を町が独自に保留されている企業や次年度以降に新増設のあった企業に補助金を交付することは財政上困難であります。現行の町単独で実施している企業誘致関係の支援策である企業立地奨励金及び雇用促進奨励金制度による対応や、ふくしま産業復興投資促進特区の指定による支援を検討してまいりたいと考えております。

また、借入金に対する利子補給制度等の新たな制度の創設につきましては、今後の企業の新増設の状況や国・県の支援策の動向を注視し、対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 再質問をさせていただきます。

まず、米の全袋検査について再質問でございますが、先ほど町長からの答弁にあったように、実際、放射能の全袋検査をしても、安心・安全が確認されても、風評被害が払拭されると、福島県の米が、まして矢吹町の米が高値で販売できるかどうかはわからないという状況で、処理能力で、先ほど言いましたように新米が本当に12月までに検査が終了できて、検査にかかる経費が農家に転嫁されないというようなことになっても、県が言うような手順で検査を始めてから終了をするまで2カ月の期間があるという、これが一番ネックになっているかと思いますが、米代金の精算ですね、早い人と一番最後の人で2カ月間あるわけですから、農家に対する不平等感、これをどうするのかということで、町のほうにどんな、こういうふうな部分で不平等感の対策を講じられるかお伺いしたいと思います。

続きまして、除染についてでございますが、先ほどの答弁の中でですが、私がぜひこれを試験的にやっていただきたいという理由は、転作の水田が未耕作地がかなりあると、あと、矢吹町は遊休農地もたくさんあるというふうな状況です。

表土を削らなくて除染ができるという、こういう利点があるわけでございますので、東北南部ですと、今月末までこのソルガムの作付は可能だということでございますので、何ヘクタールかでも試験的にやっていただきたいということで、再度やる考えはあるかどうかお伺いしたいと思います。

あと、3点目のふくしま産業復興企業立地補助金についてお伺いしたいと思います。

申請された企業の先ほど割合は言いませんでしたが、県北は53.6%、県中は56.4%が採択される。会津は54.3%です。相双は80%、いわきは60.3%ということで、県南が一番低いということで43.9%というふうなことでございます。県全体でも55.9%が採択されているというふうなことでございます。

矢吹は、先ほど言ったように6社が申請で、3社で50%は採択されているという割合でございますが、本当に一定の要件によって採択されたのかというふうでございます。県は一定の内容でやっているというふうなことを言っておりますが、操業開始の未定とか新規雇用の未定、検討中を見れば、本当に基準どおりしているかというのは、不透明じゃないのかなというふうに思われます。

矢吹町のある企業が近隣の町村に新規として立地しまして、4月に操業開始をして、この企業がこの立地補助金の採択を受けているというふうな現実があります。町の企業の中からは、矢吹町から町外の近隣の町村に行けば該当させてもらえるのかというような話も現実的には出ております。

私は、町内の産業復興と新規雇用の確保の観点から、再度、先ほど町長も言いましたけれども、要望、要請を行っていただきたいと思いますが、今回採択保留の3件と町内の既存の企業も含めて、町として今後、産業復興に対しての基本的な考え方をお示ししていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

3点ほどございました。全袋検査に対する課題、除染の手法、さらには企業立地補助金、まさしく薄葉議員

が心配されることについては私も同じように課題として掲げ、心配するものであります。

全袋検査については、地域協議会というのを立ち上げる、さらには、その段階において検査の問題、検査機器の台数の問題、さらには検査に当たる人的な問題、場所の問題、さらにはご指摘の販売に相当のずれが生じてしまう、おただしでは2カ月間ということで、その間の農家の不利益の格差をどうするんだと、不利益についての扱いをどうするんだということについて問題提起があったわけですが、これらについてもこの後立ち上がる地域協議会の中で、J A、さらには民間の集荷業者、さらには町もちろん入りますが、その中で十分、今、問題提起とされた内容等について協議を深め、農家にとって負担が過重にならないように、さらには不利益をこうむらないように、そういった対応について協議を深めていきたいというふうに考えております。

除染については、ソルガムについて試験的に実施していただきたいということでございますので、これについては、今からでも作付が間に合うというようなことでございますので、前向きに検討していきたいというふうに考えております。なお、具体的なスケジュール等が定まりましたら、議員の皆様にもお知らせをしていきたいというふうに思っております。

企業立地補助金について、それぞれ福島県内の地域ごとに詳しい採択の率がお示しされました。県南43.9%ということで、それぞれの地域で最も低い、県の55.9%を下回っているということについて、私たちが全く納得がいきません。この理不尽さについては、経済産業省のほうには資金枠の拡大を、先ほども答弁させていただきましたように強く話をさせていただきました。

なぜ福島県がこれだけ大変な状況にあって、国のほうからの支援がその後受けられないというような返事に終始するのかということ副大臣に話をさせていただきながら、また、県知事と1時間話し合う機会があった中でも、この企業立地補助金については追加的な支援を強く町としても要望させていただきましたし、また、町村会としても県のほうに強く申し入れをしております。

県のほうの担当責任者の話によりますと、県のほうでもなかなか今回の採択の条件等について明確にお示しできていない、これが実態でございます。きちっと、今言ったように、薄葉議員のおただしのように、なぜこういう状況になったのか、なぜ矢吹町は6件申請して3件しか採択していただけなかったのか、全く採択された企業と採択されていない企業にそういう条件の問題で差があるとは思えないということを強く要望しまして、県としてもできるだけ国のほうの支援を勝ち取ることを含めて強く要望していきたいと。県としても今後、さまざまな基金等がございますので、そうした基金の運用についてもある程度流用していただくことについても要望しながら、町としてできることも、この後、今ある制度以外にも、採択されなかった企業に対してはどういう支援ができるかについても前向きに協議も深めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上で、薄葉議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問ございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 再々質問をさせていただきます。

ふくしま産業復興企業立地補助金について再々質問させていただきます。

これは県の関係者からの話でございますが、避難区域ですね、これが解除される地区に限定して、6月下旬

から7月下旬にかけて、100億程度、2次募集をするという考えが県にあるというふうなお話を聞いておりますので、そういう情報が町のほうに入っていて、そういう2次募集をするのが本当にあるのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再々質問にお答えさせていただきます。

企業立地補助金について、いわき方部、避難地域のところについて2次募集、100億円程度の額の募集があるというような内容等についてでございますが、私のところには、まだそうした情報については届いておりません。

その内容等については、産業振興課長からどういう状況にあるかも含めて説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 3番、薄葉議員のご質問にお答えをいたします。

今、急な質問なものですから、今、そのページをめくっておりますが、議員ご指摘のとおり、解除地域につきましてはこれから2次募集をするという情報が入っております。

これについては新聞紙上でもそのような報道があるとおりでございますが、これにつきましては、矢吹地区はこれには該当はしませんが、県としては、いろいろな事情で1次募集に間に合わなかったような、そのような解除地域については2次募集をこれから受け付けるという状況でございます。

これにつきましてもなかなか予算が、100億程度くらいは確保してありますが、ちょっと不足するような心配もされているというような状況にあるようでございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、3番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告7番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

今定例会最後の一般質問となりますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

また、同僚議員の方々とは質問が重複することも幾つかございますが、私なりの視点で質問をさせていただきますことをご容赦のほどお願いいたします。

まず初めに、皆様ご存じのように長引く不況、いわゆる失われた20年と言われておりますが、本当に高度成長以降バブル期までありました右肩上がりの成長というものが、この20年びったりとおさまってしまった。そういう中にありましては、所得自体も伸びずに減ってきてしまっている。年金さえも、デフレの影響で物価が下がってきたということから、年金自体も減らされつつある。そういうような中で、私たち国民、また矢吹町民も生活しているわけでございます。

そのような中にありまして、最近、経済学の用語ですが「合成の誤謬」というような難しい言葉が言われてきた。いわゆる皆さんがよかれと思って同じような行動をすることによって、結果として悪くなってしまう。例えば、先行きが見えないがために、生活上、消費を減らして貯蓄を皆さんでそれが自衛だと、自分を守るためということで皆さんがやっしまえば、結果として市場に資金が流れない状態になってしまっていて、なおさらそのデフレスパイラルが続くというような状況がこぞずっと言われているわけでございます。

そのような状況の中で、国の動向がそのような状況ではあります、当矢吹町に生活する私たち町民も同じような環境にあるわけでございます。そのような状況の中で、これまた財政、いわゆる町の財政自体も平成12年、小泉内閣の三位一体の改革以降、交付税自体もふえず、そしてまた、交付税措置されるというわけではあります、臨時財政対策債というものを発行してもよいという中で、財政自体も伸びてはならない状況でございます。

ここ2年ほどは、災害等によりまして、なかなか経常的な財政の中での資金の流れがちょっと見えづらい状況になっておりますが、その災害等の臨時的なものを除いてしまえば、結果としては町として裕福になっているかという決してそうではないというふうに私は判断されると思います。

このような中であって、雇用、所得、社会保障などの際限ない不安がある中で実際に、今回は無投票でありましたが、町議会議員選挙で多くの方と触れ合う機会の中では、将来の町の姿を見せてくれというようなことが強くあちこちで聞かれたわけでございます。どうしても不安がやっぱり募ってくると。これは、国の経済動向、国民の消費行動と同じことがやっぱり今の町民の声に代表されているのではないかというふうに思っております。判断されるわけでありまして。

そういう中にありまして、またこれ福島県に限っては、震災、放射能という問題をダブルでもって背負わされているわけでありまして、こういう中であって多くの方が望んでいるのは、町長としての姿勢をやっぱり伺いたい。町をどのように持っていくのか。いわゆる今の矢吹町に対して要望をしても、それは県があるいは国がということであれば、だれが議員になっても町長になっても変わらないんじゃないかというような指摘を私自身受けてきた経緯がございます。

そのような中であって、やはりさまざまな分野において町はどのように方向づけをしていくのか。確かに商店街を発展させるとか、いろいろなことは各部門ごとに出てくるとは思いますけれども、じゃ、それが具体的に財源等の問題も含めて何を根拠にして何をどうしていくのかということ、その政治的な町長の姿勢をお伺いしたいという声が多かったものですから、その辺を踏まえて、町長自身、町民のニーズをどのように理解してどのように町政に反映していくのかを、具体的な例があればお示し願いたいというのが第1点でございます。

第2点目としましては、1点目と関連しますが、行政側の立場と町民側の立場においては、事象によっては

差違がある判断がございます。

例えばでございますが、今回の地震による解体におきましても、いわゆる実情としましては母屋があって隠居があってというような場合がございます。そういう場合においても、隠居は比較的后から建てたものですから、新しいし、被害も少ないと。ところが母屋の部分は、古いがためにかなり壊れてしまって生活に支障があるというときに、じゃ、解体しようかというとき、傷みの少ない隠居のほうを残して、じゃ、母屋だけを解体するといった場合、その解体費用はどうなるのかと。

結果としましては、その母屋の部分でも解体費用として認めていただけるようになりましたが、12月当初の段階では認めていただけなかったと。そのために、解体自体も申請せずに、わからなかったという町民の方もおりました。

幸いにして、その解体に関しましても2月末を3月末、3月末を結果としては6月末までの申請で受け付けていただけるということで、これは非常にありがたい言葉でありまして、町民の皆様も本当に対象になった方は役場の職員さん並びに町長さんには感謝しているところでございます。

ただ、その解体に関しましても、これが新しく改築、新築した場合において、隠居を残したまま解体してしまっても全壊扱いにはならないという実情がございます。いわゆるここでもって使える部分は残しておいて建てても、なぜ全壊にならないのかと。そこにおいては、加算支援金が減額されてしまって満額もらえないというような、そういう弊害も出てくると。

確かに行政マンとしての基準判断はそのようなもので正当性があるのかもしれませんが、実際に生活する町民の側としましては、できればそこはやはり残せるものは残して、小さい規模なりも新しくした部分に関してはやはり生活基盤がそこにある、いわゆるお風呂からトイレから全部備わっているのであれば、そこもやはり主体的な家屋として見て、全壊扱いにさせていただきたいというような要望もあるわけなんです。

今申し上げましたような例を踏まえた場合において、町長として政治的な判断というものにはなされないのかと、いわゆる行政マンとしての上意下達的に、県あるいは国から通達されるものに関してはやむを得ない部分もあるのかもしれませんが、やはり政治家というものは、やはり行政マンとは違っていることでもありまして、その辺の判断のもとに矢吹町ならではの政治的判断のもとに、そこはちょっと手当てをしますよというようなものがなされないのか、そこをお聞きしたいと。

特にこれに関しましては同僚からも質問が出ておりますが、固定資産税の課税等に関しましても、土地では7%ほど評価額が下げられているかとは思いますが、単年度限りではあります、白河税務署においては0.65を掛ける、つまり65掛けというようなことも、単年度ですが、そういう基準で見ているものもあると。やはりその辺は、被災された町民の皆様から言えば、やっぱり固定資産税の評価替えの年であれば安くしてくれ、そこをちゃんと見てくれという要望も、実際に私は町を歩いている中でありました。

やはりそういうところにおいても、総務省からの通達があることだとは思いますが、もう少し震災による被害が甚だしく強かったと、他市町村よりも強かったとする矢吹町ならではのもう少し寛大な措置、政治的判断というものにはなされ得ないのかということを改めてお聞きしたいと思っております。

それから、3番目になりますが、矢吹県立病院に関しまして、やはり同僚議員からも質問がございました。

ちょっと奇異に感じるんですが、議会のほうでは全員協議会で説明等がされました。また、同僚議員からも

ありましたように、県のほうで予算化がされているわけなんですけれども、通常、予算化されるというのであれば、前年度、去年の10月あるいは12月ごろにはそういう方向性が示されつつ、町に何の相談もなく予算が勝手に進むということはちょっとあり得ない話ではないのかというふうに思うんですね。ですから、そこに関しては、事前に何らかの忖意するものがあつたのではないかというふうにちょっと勘ぐってしまうんですけれども、その辺は実際はどうかと。

これまた議会のほうが先に否定すると、その施設の設置に関して反対するという意思を表示してしまった場合、町としてその後に判断してくるというのいかなものなのかなというところがございます。ですから、その辺も含めまして、町長自身の考えとしてはどうされていくのかということを確認にお示し願いたいと。

どうしても安全面が優先されますが、原発との関係もありまして、どうしても安全性の演出のような、そのような印象がちょっと強いものですから、その辺が、どこまでのその安全性が担保されるのかによって判断が変わるということがあるのであれば、それもあわせてお聞きしたいというふうに考えます。

そして、最後になりますけれども、やはり同僚議員からの質問もございましたが、福島復興再生特別措置法によりまして、この矢吹町にとって、町民にとって、どういったことが期待され、実現に向けて取り組まれているのか。震災でどうしてもマイナス面ばかりが強い中ですけれども、これだけのメリットがありますよと、そういう中で矢吹町は今後こういう形になっていく可能性があり、また、それについて着実に進んで行くという姿勢をお見せいただければ、効果等についてお見せいただければ、お示し願いたいというふうに思っております。

以上、4点ほどですが、よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、青山議員の質問にお答えします。

初めに、町長として町民ニーズの把握と町政への反映をどのようにするかのおたがしであります。経済活動において、個人が将来の不安などに備えて収入に対する貯蓄の割合をふやすという合理的な行為が、全体の経済社会では、多くが貯蓄に回り、消費が減少することにより有効需要を減退させ、不況を深刻化させるという事例があり、すなわち個別主体として真であっても、全体としては真となるとは限らないことを「合成の誤謬」と表現すると認識しております。

住民に最も近い行政機関としての市町村は、国あるいは広域自治体である都道府県で定める全体を等しく対象とする法令に沿った行政運営を行うことが基本ではあるものの、より個別の住民の意向、ニーズを踏まえた姿勢であることが必要であると考えております。

地域主権改革が進められ、本年4月までに第3次一括法まで施行されました。地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために、義務づけ、枠づけを見直し、広い分野で段階的に市町村への権限移譲などが進められております。地方自治体の権限及び自由度が拡大することは、責任が大きくなり、総合的な行政能力の向上に努める必要があります。

地域主権の進展は、より住民の意向を踏まえた政策等の展開が可能となることから、これまで以上に住民に

寄り添った姿勢により、地域の特性を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。地域主権改革には、地方から国に対する提言、国との協議の機会なども拡充されることから、国が全体を正しいとして導こうとする方向が市町村の住民にとっては正しい方向ではない場合には、明確に意見することも重要と考えております。

私は、これまでも「対話のまちづくり」を基本として、町民の皆さんのご意見をいただき、町政を執行してまいりました。今回の東日本大震災からの復旧・復興のため、多くの機会を通じて多くの意見をいただき、矢吹町復興計画を策定しましたように、今後はさらに町民の皆様へのニーズを広く深く理解し、方針、計画等に明確に位置づけ、可能な限り個別に真となる行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政と町民と判断に差違がある場合に、町長として政治的な判断による課題解決は可能かとのおただしですが、このことにつきましては、先ほどの答弁での考え方と共通するところであります。

住民に最も近い行政組織である市町村が、最も住民の立場を理解し、的確にニーズを把握できる位置にあります。国あるいは広域自治体は、全体に等しくサービスを提供する、セーフティネットを構築するという視点が重視されるものと考えますが、市町村は、一人一人の住民を考えた行政運営という視点が重視されるものと考えております。

私は、これまでそのように考え、実行してまいりました。しかしながら、ご承知のとおり行財政運営の多くは、法令等に基づき遂行する事務が少なくなく、規定に沿わない対応は違反行為になります。議員が例示されました生活再建支援法に基づく支援金の支給については、半壊住宅の部分的な解体については特殊な状況であることから、1件ごとに国へ問い合わせた結果での判断となっており、残念ではあります。加算支援金の対象とはならないケースがありました。東日本大震災による被災者の経済的支援を充実したいという思いは強く、国等の制度での支援以外にも町独自の被災者支援策を講じてまいりました。

繰り返し申し上げますが、町長として、あるいは行政として決定できる事案については、可能な限り町民の皆様へ寄り添った判断をすることが、現在の私の、そして矢吹町役場の姿勢であります。基礎自治体である市町村の権限の強化、自由度の拡大などの地域主権改革が進められる上では、さらにこの姿勢を強固なものとして行財政運営全般に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県立矢吹病院内の閉鎖型病棟を新設する計画に対する対応についてのおただしですが、鈴木隆司議員にお答えしました内容と重複いたしますが、町といたしましては、医療観察法に基づく閉鎖型病棟についての設置につきましては、詳細な事業内容、予定される整備スケジュール等は今後、福島県から説明があるものと認識しております。

町としてどのような対応をするかはその後になりますが、現時点では、議員ご指摘の他害行為の発生の懸念のほか、町民の皆さんが心配する声を伺っております。本町にとりましては慎重に対応しなくてはならない事業計画と強く認識しておりますので、今後、さらに多くのご意見を踏まえ、対応を考えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、福島復興再生特別措置法に対して町はどのように取り組むかとのおただしですが、福島復興再生特別措置法は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生について、その基本と

なる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、放射線による健康上の不安の解消、その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置、新たな産業の創出等に寄与する取り組みの重点的な推進等について、国の責務として実施することとし、本年3月30日に成立し、翌日、公布・施行されたものであります。

本町においても、原子力災害による被害は、放射線の影響による健康上の不安や、農業を初めとする産業についても風評被害等により大きなダメージを受けており、今後の復興を目指す上で取りまねばならない重要な課題の一つであると認識しております。

現在、福島県知事が市町村の意見を踏まえた提案を行い、それを聴取し政府が決定する「福島復興再生基本方針」の取りまとめが進められております。

本町においては、放射線による健康上の不安の解消など、安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために、健康管理調査、被曝放射線量の低減などの措置、また、原子力災害からの産業の復興及び再生のために、産業の復興再生、職業の安定などの特別の措置が国の責任のもとに確実に行われるよう、福島県知事を通じて国に対して強く訴えているところであります。

また、どのような効果がもたらされるのかについてのおただしであります。この法案で規定する措置の多くは、避難解除等区域を対象としたものや原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置となっており、避難解除等区域への住民帰還及び産業再生のために、地域の雇用や企業立地の促進、中小企業の再生、バイオマス資源の活用、福島への新たな研究開発拠点の誘致等となっております。

本町にかかわる効果という点においては、健康管理調査、農林水産物の放射能濃度の測定、除染などとりえております。いずれも既に実施しているもの、あるいは今後実施を予定しているものであります。国が措置すべきものとして確実な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

福島県全域にわたり、健康、仕事、暮らしなどあらゆる面で困難に直面している状況の中、安心して暮らし、子供を産み、育てることができる環境を実現するとともに、地域経済の活性化を促進するよう復興に取り組む上で、この特別措置法を十分に踏まえながら、町としても一日も早く、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、復興に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） ここで、暫時休議いたします。

(午前10時50分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時03分)

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） ちょっと時間があきまして、腰を折られた感もあるんですけども。

思えば、つけ入るすきのない模範的な回答でございまして、本当に敬服しているところでございます。特に

直感としましては、なかなかと言いますか、町長さん裁量権がなかなか狭いんじゃないかと。やはり模範的な回答によりますと、決められたことに対して、やはりもう定番の地域主権で進めていくと、町民の声を聞きながらというような定番の範囲で終わってしまって、それも一つの対応としてはよろしいのかなとは思いますが、多くの方が思っているのは、やはりちょっともう少し大胆に、夢を与えてくれというのが本音なんです。

ですから、例えば東電の賠償に関しましても、40万、20万、8万、4万というようなそういうものに関しましても、そもそも我々はあくまでも被害者であり、こうむる被害でないべきものをこうむっていると。そこにおいて線引きがどうのこうのなんていうのはそれは向こうの言い分であって、我々には全く関係ないんだと。そういう意味においては、じゃ、出せないのならばその分を町でもって肩がわりしてでも、東電に後々請求する形でもってやってもいいんじゃないかというような、そういう、それぐらいの気合いを持って主張することもあってよろしいんじゃないのかと。どうしても何かこう、パイが小さく小さくなって、非常にやっぱり活性化、活性化という言葉だけが上滑りしているような、そういう印象がございます。

と同時に、税金の免除等ですね、いわゆる評価替え等に関してもですが、先ほど申し上げましたように、あと1割ぐらいは、これだけ期待があったんだからという形でもって、やってもよろしいのではないかと。特に、税収が落ち込むけれどもどうするんだと言われた場合には、そのために交付税算定台帳とかもあったりして、その部分に関しては、当然そこで面倒見ていただけるというようなことも考えられないことはありませんので、やはりどんどん前向きに、どんどん攻めていくということも必要なんじゃないかと思っております。

多くの方々、県がこう言っているからだめだ、国がこう言っているからだめだと。本当にご理解とご協力をという言葉は、あきらめて黙っているというように、我慢しろというようにしか聞こえなくなってしまふ。そういうような印象がどうしても強い。

特に、なかなか本当に大変だと思います。町を活性化していく上においては、財政的にも経常収支比率がやっぱり9割ぐらい超えるか超えないか、それぐらい行ってしまうと、残り1割ぐらいでもって新たな事業をしていけ、何かをしていけといった場合には、これは本当に常識的に言っても難しいものがあります。はっきり言いまして、これはもうわかっていることなんです、ある意味。そうすると何が大事かといいますと、やはりこの構造自体もこれから変えていくということも考えなくちゃいけないのかというふうに思うんです。

いわゆる例として挙げれば、「さわやかな田園のまち」ということでございますが、田園のまちと言いますけれども、本当にそれだけ農業的な収入とか、そういう態勢はよくなってきているのかということをやっぱり考えてもらいたい。町長ですから当然ご存じのこととは思いますが、総農家数も減少していると。ちょっとデータ等を見れば、17年ぐらいから5年間でもって農家戸数も六十数件減ったりとか、あるいは第一次産業と第三次産業の推移ですね、これを矢吹町で見ますと、平成16年から20年度、第一次産業の14.8倍の生産量が第三次産業であると。これが20年になったら、14.8倍から22.8倍になっていると。それだけ第一次産業ではなくて第三次産業の比率がふえていると。第二次産業に関しては、200億前後でもってこれは歩どまりなんです。

そういうような状況を考えていったときに、町としてのスローガンも、これは2番目の実状等の問題にも関与しますが、本当に「さわやかな田園のまち」というようなキャッチフレーズでよろしいのかどうか。と同

時に、とするならば、それなりの農業政策というものをクリエイティブしていくということが実際に行われているのかというところで疑問が生じてくる。まして、町民の方から言われたことがございます。二十数年前ですが、町外から町内に移り住んだときに、何てすばらしい町なんだと。お聞きしましたら「がん撲滅のまち」というふうにあったと。すばらしいことだと。その言葉に非常に救われたという方もおるわけでございます。

ですから、そのようなこともございますので、その実態等を考えていきますと、根本的にやはり今あるものを土台にして、これを既存のものとしてまちづくりをしていくということは、これはもうだれが見ても限界があるのは当たり前であって、これは野崎町政だからこそ、そこを脱却していくというようなことを、ぜひとも町民総意のもとに進んでいく、そういう姿勢を示して実現してもらいたいというのが本当だと思うんですね。

そして、特に震災等の家屋に関しましても、国のほうにかけ合っただけでもだめだったということでございますが、具体的に国立国会図書館にはイシュー・ブリーフというのがありまして、東日本大震災の概況と政策課題というのが、これがもう明確に出されているんですね。これは、震災後2カ月ぐらいで出されているんですけども。その中で、その政策課題に関しては、やっぱり各地方自治体の判断でということも書いてあるんです。ということは、これはやはり政治的な判断のもとに、実状に合わせたことを優先しなさいよというふうには私は感じるわけなんです。そういう政策課題を解決しようよというのが、本来の本当の地域主権なのではないのかと思います。

ですから、町長さんがおっしゃる地域主権で町民皆さんの意見を聞いてというその地域主権はどういったものなのか、私にはちょっと見えてこないのであって、そこからまた重ね重ねご理解とご協力をということになりますと、どうしても意欲的なまちづくりにはなっていないんじゃないかということがございます。そういったことを踏まえて、町長さんが今後、まちづくりをどういうふうにしていくかということを改めてお尋ねしたいと思います。

参考までに、中にはこういう方もおります。人口をやっばりふやしていくことが、一つには大きなまちづくりになっていくだろうと。確かにある地域におきましては、戸数が80戸あったのがこの十数年で十数戸減ってしまって、小学生が30名あったのが今は数名です。5名を切ってしまっていると。このような状況の中で、中央商店街まちづくり、それから、さわやかな田園のまち、農業政策等を言っても、果たして町民から信頼、信用というものを得られるのかどうかというのがありますね。

ですから、中にはやっぱり人口政策として、町で有する土地等があれば、これはもう例えばですけども、浪江町の方々、被災された方で、もう住めないあるいは戻りたくないという人がいるならば、率先して矢吹町をPRしながら、これこそ政治的主導のもとに住みやすい受け入れる態勢をおつくりしながら、まちづくりに進んでいくという方法もあるんじゃないのかというようなこともございます。

そういう意味で、20年、40年を踏まえていった場合に、さっき言った人口の問題、ある地域での人口減の問題もあり、なおかつこの経済状況でございますので、そこを踏まえていった場合に、本当にその中心市街地の活性化とかそういったものが必要なのか、本当にもう少し長期的、なおかつ土台をもう一度振り返って策定されることを考えていかれるかどうかお聞きしていきたいというふうに思っております。

それから、3番目の県立病院に関しましても、今後検討していくということですけども、慎重に検討していくということですが、何か普通であれば、町のほうでいろいろ県から説明を受けた中である程度決まって、

議会とか、あるいはそれが同じ歩調で来るんですが、何か先に今回は議会のほうが全協のほうで決まって、何か町としてこれから検討していく。ちょっと奇異なんですね。もうあらかじめ以前に県のほうから何か話があって、ある程度町としては決めていても、どうもそれが議会のほうからは得られないんじゃないかというような、そういうもとに進んでいるのかなというせんさくもちょっと生じてしまうんですが、そういったことは本当にないかどうか。

あともう1点、安全性が一つのネックですが、それについての補償の担保はどれぐらいのものまでが許容範囲なのか、町長の考えを改めて聞きたいと思っております。

それから、福島復興再生に関しましては、おっしゃるとおり本当に避難区域等に限定されて、そちらが分厚い状況になっております。ですから、それに関しましても、この矢吹というところ、非常にポテンシャルが高い町ですから、その中においては、それこそ多少なりとも企業を誘致するとか等に関しては、矢吹独自の特例的な措置でもって働きかけていく。ある程度町民の負担が必要であれば、将来的に生きる負担であれば、町民の皆様もご理解いただけるのではないかと。そういうような判断のもとに取り組んでいかれるかどうかの覚悟をお聞きしたいと思っております。

以上、再答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

町政に当たって大変なご苦勞をされているということで、それについてご理解をいただき、応援のエールを送っていただいたことに、青山議員に感謝申し上げます。

まず、開かれた町政、ガラス張りのまちづくりということで、私自身まちづくりをしてきました。裁量権が町長にはないのではないかとというようなおただしでございますが、そうした意味においては、権力を振るう、自身の裁量を拡大するというのではなくて、今、私がまず考えて基本的なスタンスで臨んでいるのは、今申し上げたとおり、皆様の意見を聞いて、対話を中心にしなが、住民のニーズ、個々のニーズを的確に掘り下げた、そんなまちづくりをしているということは、この8年間ずっと言い続けてきたことでございます。青山議員にもその点については理解をいただきたいと思っております。

大胆に夢を与えていただきたいということでございますが、なかなかそうした夢を与えることができないのが昨今の日本の状況、矢吹町の状況でございます。そうした中であって、矢吹町におきましては第5次まちづくり総合計画を策定し、前期の計画、そしてこの後、後期の計画ということで、それにリンクするような形で今回の震災を受けての復興計画でございます。7つの基本理念に基づいて20の政策、さらには、復興計画では5つの最重点課題を含めながら、まちづくり総合計画をその都度議会のほうの理解を得て、そうしたものを変更する、そういう作業を繰り返しております。

ただ、大胆に夢を与えてくれということで、PRというところでは不足している部分があるということでございますので、私自身はもちろん声を大にしてさまざまな機会、例えば行政懇談会、まちづくり懇談会、そのほか町に来ていただける町民の方一人一人にお会いしたとき、そういった話をしていきますし、また、職員も

私と同様の考え方のもとに、町が今進めているさまざまな政策等について、出前講座等を通じて折に触れてそういう機会を設けていくというような政策も盛り込んでおりますので、そうした役割も職員の皆さんに担っていただきたい。もちろんそれを一緒に考えていただいております議会、さらには議員の皆様にもそうしたことを町民の方に伝えていただいて、その都度意見交換をしながら、住民のニーズを的確にとらえて、町政の中で反映していただくようなそんな段取り、そんな手法についてもまた改めてお願いしたいなというふうに思っております。

税金の軽減については、白河市の例をとって話をされておりますが、これについては矢吹町自身もそういった面は考えております。ただ、固定資産税の実際の評価については、7割とかそういう話をさせていただきましたが、これについては矢吹町の税条例の中で、限られた範囲内で町の裁量権があることも承知しておりますので、そうしたことが町の全体の財政でどういう影響を与えるか、税負担の軽減を図ることによって、町が今考えている事業が果たしてできるのかできないのか、できるということであれば、そうしたことも自由裁量権の枠の中で考えていきたい。ただ、事業を執行する上で、町が当初から町民の皆様にお知らせし、議会の皆様に納得いただいて議決をいただいたものを容易に変更する、もしくはそれが実施できないというような事態に陥ることのないようなことは、やはり私たちは考えていかななくてはいけないということでございますので、そうしたことについては、税負担の軽減等については慎重に判断しなければならない部分だということは、青山議員もご理解いただけるのではないかなというふうに思っております。

「さわやかな田園のまち」、矢吹のそうしたスローガンについても、農業の実態を踏まえておりますが、そうはいっても農業は矢吹町の基幹産業でございます。今回のまちづくり総合計画等についてもそうですし、今、復興計画の最重点課題でも、除染をする、さらには風評被害の払拭、そうしたことも含めて矢吹町の農業をよくしたいというようなことでの、そういうまちづくりであり、その根本がさわやかな田園のまちづくり。

もう一点は、この豊かな自然、そうした自然豊かな町を次の世代、子々孫々までこの矢吹町を残していきたい。果たして都会のような、あの殺伐としたコンクリートが敷き詰められたああいった生活空間を町民が望んでいるのか、矢吹町の町民が望んでいるのかということでは、私は決してそうではない。やはり矢吹町の魅力というものをこのまま維持していくこと、これは自然環境の破壊の問題等も含めて、矢吹町はそういう町でありたいというものはこのスローガンに込められているということについても、十分にご理解いただきたいというふうに思っております。

さまざまな見方があるかと思えます。矢吹町に新しく入ってきた人の中にもいろいろな意見があることは私も承知しております。そうした人たちの一人一人の声を吸い上げて、よりよい矢吹町というものをこの後もつくっていききたいなというふうに思っております。

震災の家屋の対応について、そごを来した、行き違いがあった、その後に多少自分たちの身の整理におくれが出てしまったことについては、町としてもこれについてはおわびしなければいけない。ただ、そうした形での支援制度につきましては、国と町のお互いの協力関係というものもございまして、町独自でやりたいということがあっても、じゃ、町独自で果たして十何億のお金を容易に用意ができるのかということになれば、それはできない。やはり国の支援というものを受けて、町の負担を少なくする。町の負担を少なくするというのは、いわゆる町民の負担を少なくするということでございますので、そうした支援制度に乗らない手はない。そう

したことに行政側として、国としてはいろいろな縛りがあることについては、青山議員も一定の理解を示していただいているというふうに思っております。

地域主権ということで本来やらなければならない問題というのは、私自身も、今、資料として手元にありますけれども、これについても承知しております。その考え方の中で、先ほど言いましたように一人一人に寄り添った形でやっていきますけれども、しかし、ならぬものは、やはりならぬ、できないものについては、できません、これはもうルールの中では仕方のないことです。しからばどうするかということであれば、町の財政状況を勘案しながら、できるものをしていこうということで、町自身が国・県に頼らずにやっている制度があるということについても、青山議員ご承知のとおりだというふうに思っております。一部損壊の住宅に対する支援の枠の拡大、期間の延長を含めて、さまざまな手段を町独自の裁量で、それこそ地域主権の精神にのっとった形でやらせていただいているということについても承知をしていただければと思います。そうしたことを青山議員にも、こういうこともあるかもしれませんけれども、こういうことも町独自でやっていますよと、そういう考え方のもとに町民の方に理解をいただくような、そんな役割を担っていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

人口増加については、これは大きな問題でございます。これは、私自身も第5次まちづくりの長期の計画、10年の計画、前期の計画をつくるときに、町の基本的なコンセンサス、住民のコンセンサスを得るために、そういうスタンスで臨んでいきたいということで、1万9,000人ぐらいというような数字を載せました。これは容易なことではありません。今回の震災を受けて300人近い方が町から出て行った。これだけでももうマイナスのスタートということで、もう10年計画の5年、折り返しを過ぎた中で1万9,000人の目標に到達することは容易でないということは重々承知しておりますけれども、やはり人口増加をすることによって町が活性化するというようなことについては、青山議員と同じようなそういう意識の中にありますので、そうしたことについてどういったことができるのかということについては、さらに協議を深めていきたい。そのために青山議員さん初め議員の皆様方のお知恵も拝借できればというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

県立矢吹病院の閉鎖病棟についてということで、町に相談なくというのは奇異に映ると、これは何かしらの話し合いがあったのではないかとということで勘ぐってしまうということですが、これについては青山議員の勘ぐりだということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

安全性の問題、なぜこういうものが必要なのか。安全性の問題ということについては説明がございました。県ではこういうことを計画していると。しかし、予算を幾ら計上して、何年にどういう形でやるかというような、そういう作業スケジュールとか工程をきちっと聞く時間までは、私自身が持ちませんでした。これは大変なことになると。町としても大きな課題になると。これは議員さんの説明も含めて、町の理解がないと全くこの話は前に進めることはできないし、町としても容易にその話を受け入れることができないという、そういう話し合いで終わっております。その後、議員の説明会というようなことで、二度、議会のほうに説明があったのはご案内のとおりでございます。

この後の県の出方というものがどうなるかということについてはわかりませんが、多分住民説明会を開くのかどうかということについても、あるんだろうというふうには思っていますけれども、そうしたことも含めて県のほうの対応を私自身は見守っていきたく。その中で、やはり何が何でも矢吹病院につくるんだと

というようなことであれば、これは、議会の理解はもちろん反対だということで合意形成がされておりますし、住民の不安が大きくなるということであれば、町としてはこの話は受け入れできませんよというような話になるんだろうというふうに私自身は思っていますが、県の出方が予算を計上しましたということで予定がされているというだけの話ですので、今の段階で私自身がどうのこうのというような、そういう時期ではないということを理解いただければというふうに思っております。

福島復興再生特措法の問題で、矢吹町のポテンシャルの高さというものは私自身も同じ思いでございます。矢吹町独自で将来的に生きる、そういう負担であればということでもありますけれども、こういうことを含めて、福島復興再生特措法について矢吹町のメリットはどういうものがあるのかというものをさらに精査しながら、その部分で国の出方、県の方針が固まれば、矢吹町にとってこうしていきたいという町民にとって有益なものであれば、町としても税金を投入して、そうした形に乗ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

税そのものが矢吹町にとって有益かどうかということでの、そういう形で納めていただいているものだというふうに理解しておりますので、矢吹町に有益なものがまちづくり総合計画、復興計画ということでの意識だと、私自身はそういうふうに思っておりますので、そういうことで青山議員には最後にご理解をいただければというふうに思っております。

いずれにしても、震災からの復興というのは大変なことだというふうに私自身理解しております。議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力がなければ一歩も前に進まないということでございますので、これからも町民に寄り添った形でまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます、私からの再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、これだけの激変の中にある矢吹町でございます。本当に震災と放射能という中であっては、もう環境が変わってしまったと言っても過言ではないような激変を我々は受けているわけでございますが、そのまちづくり、あるいは今後の町をどのようにしていくかという問題に関しまして、お聞きしていますと、どうしてもやっぱり既存のものが土台になっているような印象を受けるんです。

ただこれが、当初申し上げましたが、いわゆる高度経済成長の後の右肩上がりのような状況であれば、それも可能だったかもしれませんが、それは今はもうすべて変わってしまったという中であっては、これからまちづくりを進めていく上においては、やはり土台から根本的に変えていく必要があるんじゃないのかと、その指針を打ち出していくのが必要ではないのかというふうに思うわけでございます。

例えば、ある意味高度経済成長の中にあっては、所得がふえていく右肩上がりの中ですから、受益者負担というもとに町の行政も運営されてきた。それが今、人口が減ってきて、いわゆる投資的経費等も激減する中であって、扶助費、民生費等がふえていくという中であっては、これは相互扶助的な要素を町の運営が必要になってくるのはもう見えてきているわけなんです。

そうしますと、経常収支比率等の9割方の予算を使う中であって、残り1割でというと、これは限界がある

と。当然、おっしゃるとおり本当に町民のニーズを聞いてやってきたということで、結果としてご理解とご協力をお願いしますという言葉になってしまうということも重々理解はできるんですね。だからこそ、今、この激変の中なので、改めて今、本当にその土台を変えるような仕組みづくりをしなくてはいけないんじゃないかと私は思うわけなんです。

幾つかのやはり全国を見ますと、やっぱり首長さんの中では、やはりそういう考えのもとに制度づくりも変えていこうというところもちろほら見え始まってきたと。そういう中において、この矢吹町、ポテンシャルも高いので、ぜひとも町長にその辺もご一考願って進めていくこともぜひ熟慮していただきたい、そのように思うわけなんです。

今後もそういうものに対して伺っていききたいとは思っているんですけども、とにかく人口が減ってきているという中で、今の状況といっても意味がないんじゃないかと。それから、農業政策に関しても批判しているわけではないんです。ただ、「さわやかな田園のまち」ということで、その必要性、あるいは住んでいく、殺伐とした都会とは違うというのも重々私は理解しておりますが、にもかかわらず、実際に数値等で見ていきますと、何のプラスにもなっていない。所得等も落ちておりますし、本当に第二次産業は変わらず、一次産業は5年間で7億ぐらい減って、第三次産業、サービス業がこれが30億ぐらいふえてしまっている。

そういうような状況の中で、やはりもう一度、もう3期目でベテランなものですから、ここはぜひとも今までの知恵とその行動力等を基礎にして、ぜひとも飛躍していただきたい。その一つの片隅に、先ほども申し上げましたように、構造的なもの、今までの既存のようなものでは恐らく太刀打ちできない時代だと思います。改めてそこを踏まえて、足を前に進んでいく政策を野崎町政として打ち出してほしいということを何とかお約束できないかというふうに思っております。

○議長（栗崎千代松君） 青山議員、残り3分です。

○6番（青山英樹君） はい。

これを持ちまして、私の最後の質問とさせていただきます。よろしく答弁をお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 先ほどは再々質問ということで、訂正させていただきます。再質問でした。

6番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

環境が変わってしまったと。既存のものが土台になっていて、これでこの激変の時代に対応できるのかと。土台からの変化と、変えていくことが必要んじゃないかというようなお考え、さらには、一つの例として農業に対する思いとか、さまざまな考え方を聞かせていただきました。

新たな考え方を打ち出して行ってほしいというようなことでございますので、今、青山議員から言われたことを含めて、7名の方から最後にいただいたことをもう一度考えを深めていくことをここで皆さんにお約束して、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

以上で、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第41号は、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第42号、議案第43号については、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（須藤源太君） それでは、朗読いたします。

第1予算特別委員会、安井敬博議員、薄葉好弘議員、鈴木隆司議員、竹元孝夫議員、大木義正議員、角田秀明議員、諸根重男議員、吉田伸議員。

第2予算特別委員会、加藤宏樹議員、佐藤幸市議員、青山英樹議員、鈴木一夫議員、熊田宏議員、柏村栄議員、藤井精七議員。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第37号、第38号、第40号及び陳情第2号、第3号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午前11時36分）

平成24年第370回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成24年6月18日(月曜日)午後1時開議

日程第1 議案第38号

審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第37号・第40号

審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決

日程第3 陳情第2号・第3号

審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第41号

審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第5 議案第42号・第43号

審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第6 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 発議第5号 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議(案)

日程第8 発議第6号 大震災及び原発事故調査特別委員会の設置に関する決議(案)

日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

日程第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君
都市建設課長	藤田豊君	上下水道課長	円谷清茂君
保健福祉課 主任主査兼 健康増進係長	梅原佳代子君	会計管理者 兼出納室長	円谷一雄君
教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（栗崎千代松君） 去る6月8日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とします。審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、これより議案第38号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 皆さん、こんにちは。

総務常任委員会審査結果報告書。

第370回矢吹町定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりですので割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第38号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の審査結果は、次のとおりであります。

本件は、罹災者が減免手続を忘れた場合に、ことしじゅうに申請ができる期間を延長するものであります。

審査いたしました結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第38号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第37号、議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第37号、議案第40号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは省略させていただきます。

7番の審査結果。

当委員会に付託されました議案第37号、議案第40号の審査結果は次のとおりであります。

議案第37号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、外国人登録法の廃止により日本人と同様の住民登録が行われることに関連して、印鑑登録についても同様に扱うようにするための条例改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

本件は、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づき、福島県後期高齢者医療の改正のため、規約中の「外国人登録原票」を削るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

○15番（吉田 伸君） 皆さんこんにちは。

ただいまの委員長の報告にありまして議案第37号に単純な質問でございます。

現在、我が町の矢吹町には外国人がいるということで、これはもっともなことだということに私も思います。ただ、外国人が外国人ということはいろんな方がおります。私の見ている範囲でもイラン人とか、フィリピンとか、先ほどはこの役場庁舎前に玄関でフィリピンの方に会いました。よって、どの程度入っているのか、委員長、これはあれでしょうけれども、その中身の説明、登録しているんでしょうから、そういうふうな具体的な人数の把握並びに国名がわかれば、説明いただければありがたいことだと思います。ひとつよろしくをお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） すみません。うちのほうの文教のほうでは、そういう細かい人数のほうは……じゃ、その辺は執行部のほうから説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 委員長のほうで確認をして、委員長から報告をしてください。

暫時休議します。

（午後 1時08分）

○議長（栗崎千代松君） それでは、再開いたします。

（午後 1時09分）

○議長（栗崎千代松君） 13番。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 大変失礼いたしました。

現在、矢吹町の外国人の登録数は107名です。あと細かいどここの国という細かいまではまだ把握しておりません。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ありませんか。

15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

○15番（吉田 伸君） まだ、何でってということなんですけれども、一応皆さんもご承知だと思いますけれども、ネパール人ですか、このたび裁判のやり直しということで無罪ということになっております。要するに、外国人の方の扱いというのは難しいんですよ。よって、その登録するときにもきちんとした把握していないと、先ほど言ったような問題が出るということでございます。ですから、これから政府もこういうふうな形でやるということは、そういう問題が出るということでございます。よって、国籍並びにどのような人が登録するということは、この町に住んでいるということでございます。ですから、そういうふうな問題が起きるという可能性があるということ。そして、日本国民でしたらある程度のことは考察し、察知し、そしてきちんとした姿勢も出せると思いますけれども、いざ法治国家でございますから、間違った視点並びに間違ったことがあれ

ば問題が大きくなるということで、登録することはいいことだと思いますけれども、そういうことも含めて注意していかなければならないことなんではないかという私の質問でございます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、諸根重男君。13番。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） ただいま15番の吉田さんから質問がありましたが、これからはきちんとそのように人数、それからいろんなことも把握していくようにしますので、よろしくをお願いします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第37号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第40号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第2号、陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、陳情第2号及び第3号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から7番はお手元の資料のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木一夫君） 失礼しました。1番から6番まで、ありがとうございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第2号、第3号の審査結果は次のとおりであります。

本陳情案については、現地に出向き現場視察を行っております。

陳情第2号 三城目本城館地区内における町道・農道の整備についての陳情。

本案は、陳情路線が本城館地区内のすべての道路であり、重要性、緊急性を考慮した路線に絞って陳情することが望ましいため、その優先順位が審査の結果、陳情路線中の本城館2号線400メートルについて採択をし、他路線については保留とすることに決しました。

陳情第3号 計画新町エリア開発計画の促進に関する陳情について。

本件は、まちづくり総合計画には位置づけされていませんが、地域地権者会からは震災後の町復旧事業に寄与したいという考えでありますため、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） お聞きをいたします。

この陳情の三城目のほうから出ている町道・農道の陳情に関してでありますけれども、今委員長の報告でありますと本城館2号線の400メートルだけに、あとは保留だということでありましてけれども、今までにそういうことがあったのか。また、何かこれ原因があつて一本に絞つたのか。そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

また、常任委員会のほうでそういう細かいことがわからないとすれば、当局のほうからの説明を聞いていただいて、私のほうに答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員会委員長、鈴木一夫君。8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 今、角田議員からご質問のありました点についてお答えをさせていただきます。

まず一点目でございますが、過去にあつたかどうかというご質問がございましたが、それにつきましてはちょっと担当部署と一回協議をさせて、我々のほうでも調査をさせていただいてからお答えをしたいというふうに思ひます。

もう一点についてですが、皆さんのお手元でございますように、陳情書の路線の地図があるかと思うんです。

今回につきまして、調査をしたときに報告は今いたしませんでしたが、陳情者もおいでいただきまして、我々委員のメンバーと陳情された方と一緒に本件の陳情の内容について協議をさせていただきました。実際、この陳情書にございますように、全部の路線をこのまま採択をするということになりますと、今後陳情の方法につきまして、いろいろな議論を生じる部分でございまして、基本的に一路線一陳情という形で陳情を受け付けたいというのが、我々常任委員会での協議の結果でございまして、それにつきましては、陳情者につきましてもご理解をいただきましたところであります。

しかし、これについては明文化されているということではありませんので、今後陳情そのものにつきましては、路線をどういうふうにどういう形で陳情してくるかということにつきまして、どういうふうにして受け付けるかという点も含めまして、それは今我々の委員会に残された一つの提案だというふうにとらえておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議します。

（午後 1時22分）

○議長（栗崎千代松君） それでは、再開いたします。

（午後 1時24分）

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員会委員長、鈴木一夫君。8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 先ほどの角田議員の質問についてお答えをいたします。

先ほど休議中に担当職員と協議をいたしました。資料が膨大なために過去何年間ていうのを、これから調査をするということで、その調査の結果について、今この議場でお答えをすることが、少し時間をいただきたいというふうに回答でございまして、今私のほうでもすぐに、過去にこうであったという答えが、今申しわけありませんができませんので、ただ後日きちんとご報告をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 再度お伺いをいたします。

私も何回か記憶にございますけれども、地区ではやはり、今までもいろんな面で道路の関係は陳情をしていると思います。ところが、やはり町の財政難ていうようなことで、数十カ所の道路の陳情があったわけですが、それを順位をつけてやりましょうというようなことで、順位をつけて今現状維持道路とか、いろんな面で各地域の道路を直していただいたりしておりますけれども、この今、三城目地区で出したものが、初めて

の陳情ならやむを得ないですが、今までもこれ陳情があったとして、当局がなかなか財政的に余裕がなくて進まないということになった場合には、それを優位、順位をつけてあとは保留だということになると、これ地域の人たちがなかなか納得しないんじゃないかと私思いますけれども、その辺私も心配しておりますけれども、これが今議会の常任委員会で優先順位をつけるとか、そういうことになったら今までの先輩たちが培ってきた議員活動の中の一つを壊すんじゃないかという心配もしておりますので、質問しております。その辺の答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員会委員長、鈴木一夫君。8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） ただいまの角田議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

冒頭にご説明をいたしました、確かに、まずかなりの数の路線をまとめて陳情を受けております。陳情を受ける場合について、確かに明文化されたものはありませんが、仮に多くの路線をまとめて陳情をするというのがいかなるものかというのが当委員会でも出された意見でもございます。

確かに、一陳情一路線ということが明文化されてはおりません。しかし例えばの話ですが、例えば三神地区、あるいは中畑地区でもよろしいですが、全部の路線を網羅してそういうものが陳情された場合について、それを受け付けるのかと、採択をするのかという意見も当委員会の中では出たところでございます。

また、ただし、今角田議員がおっしゃいましたように、優先順位をつけてやった経緯はないということでございます。

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木一夫君） ちょっと静かにしていただけますか。

優先順位をつけて、こういうふうな陳情を受けたのかと、あるいは採択をしたのかということで多分ご指摘されているのかとは思いますが、先ほど一番冒頭で申し上げました、まず陳情された代表の方2名おいでになりまして、そこで協議をさせていただきました。この路線図を見て、どこが一番重要なんでしょう。あるいは、その地区の住民にとって、どこが一番最優先、陳情される最優先的な路線ですかという話もお伺いをいたしました。その点についてご理解をいただきまして、今回の審査結果となったということでございますので、そこら辺はご理解をいただきたいというふうに思うわけでありまして。

よろしくお願ひをいたします。

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木一夫君） それ今すぐですか。じゃ、あとで関係各所と確認をして議会の皆さんにご報告をするということをご了解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） ただいまの委員長の報告の中で、一路線一陳情という言葉が出ていまして、それがいわゆる陳情の中に明文化されていないというような報告でありました。

そこで今回、三神、三城目地区から産業建設常任委員会のほうに、多数の陳情が一気に上がってきたということで、ちょっとこういった問題になっていると思います。そこで、私のちょっと建設的な意見として、今後陳情の仕方の中に一路線一陳情というのを……。

○議長（栗崎千代松君） 鈴木議員、質疑ですので質疑をしてください。

○5番（鈴木隆司君） 一路線一陳情は、明文化できていないのが現状なんですか。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員会委員長、鈴木一夫君。8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 5番、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど私が冒頭に申し上げましたように、基本的には一陳情一路線というふうに考えておりますし、委員会の中でもそういう意見が出ました。ただし、これは明文化されたものではございません。あるいはその地区の状況、あるいは路線の状況によりまして、例えばこれは全く私の私見でございますが、ひょっとしたら2路線になるかもしれない、そういう場合は状況に応じて出てくるとは思います。ただ、先ほど角田議員のご質問にお答えいたしましたように、過去の事例も含めまして調査をさせていただきますので、そこら辺をご了解いただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ありませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 私なりにちょっと質問をさせていただきますが、まずこの優先順位を決められたということでございますが、これは委員会として優先順位をつけるという合意のもとに決められたのかがまず一点お聞きしたいのと、その点に関しまして2点目として、陳情された方々との合意もあったのかどうかということもお聞きしたかったと。3点目、もう一つはこのように複数の路線がある場合において、やはり優先順位があったほうがよろしいのではないかという意見が出た場合に、もう一度陳情者に戻して、再度取り上げてくるというその合議をした上で、ある程度、再度取り上げていくという方法もあったかと思うんですが、そういったことはあったのか、なかったのか。あわせて、ここで委員会のほうからここを優先するというふうになった場合においては、ひょっとすればそれは議会側としての一つの思惟的なものになってしまうのであって、民意とはちょっとかけ離れたものがありますので、その辺について危惧するところでございますが、その辺に関しましての事実関係をご説明願いたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員会委員長、鈴木一夫君。8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 6番、青山議員のご質問にお答えをいたします。

3点ございました。まず、優先順位をどのようにして委員会の中で合意形成したのかというご質問についてですが、これにつきましては陳情の一覧表を見て、まず当然現地確認をしておりますので、その時点において陳情者のまず意見を聞きましょうと。あるいはもちろんそれぞれの陳情者をまとめる際に、地区の意見を聞いて

ておりますので、現況を見て、そこで優先順位というものを考えましょうということで現地を見ました。その時点において、陳情者がある程度、強制ではありませんが来ていただいて、ご意見をお伺いをしようということで決めたわけでございます。

陳情者の合意がどういうふうに形成をされたのかということでございますが、これも一緒に現地を見て、それぞれ、どこが一番例えば逼迫していますか、緊急性を要しますかと、そういう話を実はお伺いをいたしました。この路線、要するにこのほかに3路線あるわけですが、今の2号線ですか、これについて一番やってほしいんですということで、住民の方、代表の方と合意をいたしましたので、その路線にさせていただきました。

最後になかなか難しい問題でございます。優先順位があったほうがよいのかどうかという部分でございます。これにつきまして、基本的に緊急性、逼迫性というものを議会として当然とらえなければいけませんから、その陳情の都度ごとに調査をしなければいけません、この繰り返しになるかと思いますが、例えば、陳情の仕方として多くの路線を一度に出していただくのではなくて、やはり緊急性、必要性に応じたものを出していただければ、議会としても審議をしやすい部分でございますし、あるいはきちんとしたお答えができるというふうに考えておりますので、そういうふうに関後、今後たくさん出てくるとは思いますが、そういう意味合いでやらせていただきたいということ。もう一つは、1回陳情が議会上がった時に、今回は我々にとっても非常に勉強になりましたが、勉強になったという言い方は本当は大変失礼なんですけれども、こういう事例をもとに、今後陳情が上がったときにそういうことを踏まえて、あるいは事務局の段階で、我々委員会と話をさせていただいて、場合によっては陳情者とお話をさせて、きちんとした合意を持って、審査に当たりたいというふうに思いますので、よろしくお伺いをいたします。勉強になりました。

〔発言する者あり〕

○8番（鈴木一夫君） その質問については、そのとおりです。要するに1回保留という言葉を使いましたが、きちんともう一回、まずこれをやって要するに2号線ですね、それをやってから次に進んでいこうということで、代表者の方と話をさせていただきました。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第2号 三城目本城館地区内町道・農道の整備についての陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は一部採択であります。

本案を委員長報告のとおり一部採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり一部採択と決しました。

これより陳情第3号 計画新町エリア開発計画の促進に関する陳情についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。
本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択と決しました。

〔発言する者あり〕

○議長（栗崎千代松君） もとい、よって陳情第3号は採択と決しました。

◎議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、議案第41号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは、第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりです。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第41号の審査結果は次のとおりです。

議案第41号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ16億7,892万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億6,592万8,000円とするもので、あわせて地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、繰入金、町債を増額するものであります。

歳出の主な内容は、県南・会津・南会津地域給付金、倒壊危険建物解体工事請負費、福島めぐみ安全・安心推進事業補助金、社会資本整備総合交付金事業費に復興枠追加分を増額するものであります。

地方債の補正では、災害復旧事業債の限度額を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第41号の内容につきましてご質問させていただきます。

この補正の中で、地方債の補正がございますが、その中におきまして3款民生費の災害対策費という形の中で、地方債として1億2,590万円ほど計上されておるんですが、倒壊危険建物解体工事ということで1億2,590万地方債からの財源となっておりますが、この解体に関しましては、全額国費で行われるものではないのかというふうな認識をしておりましたが、1億2,590万というかなり高い金額になります。これは地方債としていわゆる町の負担としてなるのかどうか、まず一点お聞きしたいのと、もう一点は、本年度の当初予算におきましては民生費8,670万が計上されているんですね。この当時に対して、この解体費というものを1億2,590万を起債するその予想というものは立てなかったのかどうか、解体に関しては去年の12月から解体費用が公費で賄われるということで進んでおきまして、2月末で申し込み申請を打ち切るのが3月末まで延び、その後また延長されて、今月いっぱいまでは申請されてもよろしいというようなことになってきておりますので、その辺で予算化できなかったという事情があるのかもしれませんが、当初予算額8,670万に見込まれずに、急遽1億2,590万、新たな町民の負担となるのかどうかの確認もあわせて、このような説明があったかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

第1予算特別委員会委員長、大木義正君。9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 6番、青山議員の質問にお答えいたします。

ただいま青山議員から質問があった内容については、当第1予算特別委員会では説明及び質疑はございませんでした。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ありませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 委員会におきまして、質問がなかったということでございますが、この後、採決をせねばならないという事情がございますので、その判断として私は重要な案件ではないかと考えております。よって、委員長さんの裁量権のもとに町執行部のほうに説明をさせていただくとか、何らかの方法で1億2,590万に関しまして、町民の負担がふえるのか、あるいは何らかの形で後ほど交付税措置なり、そういったもので埋められるのかを答弁をいただければありがたいと思います。やはりその判断材料になりますので、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午後 1時49分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時03分）

○議長（栗崎千代松君） ここで議運の開催のために休議いたします。

（午後 2時03分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時20分）

○議長（栗崎千代松君） 議会運営委員会の開催の結果について、結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 先ほどの青山議員の質問に対し、議会運営委員会を先ほど開催しまして、議員必携の中に委員長報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできないと載っておりますので、委員長としては質問に対する答弁の必要はないということで議会運営委員会として結論が出ました。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

○議長（栗崎千代松君） 6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第41号に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

今の質疑等におきましても、不明瞭な部分が多々ございます。これを解決せねばその成否を判断するには不十分でございまして、採決におきましては、その一点において反対をさせていただきます。

また、第1予算、第2予算というのがございまして、そこで議員が分かれるわけでございますが、現行制度におきまして、議案等に対して予算を審議するにおいては、今回のような不備が生じるということでございまして、これについても今後どのようにしていくかを、ひとつ課題とすることを提案いたしまして反対とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ありますか。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 私は議案第41号に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただ、一言お断りしておきますが、私は過去にこの民生費事業の中で2億4,000万円以下は2分の1、2億4,000万以上は80%の国の補助が出て、そしてその残りは交付税で95%のあれが出て、ほとんど町の持ち出しはないというような執行側の説明は聞いておりましたが、今回、青山さんの難しい問題だというようなことで、

我々予算委員会のほうでは答弁をしなかったわけですが、これもやっぱりこれを機会に、委員会が2つあるというようなことで、やはりその委員会に附属しない委員がわからないのをそのまま採決に行くというのも、やはりこれもこれからの課題ではないかなというようなことで、先ほど産業常任委員会のほうでもいろいろな提案があったりするのと同じで、そういうのも一つの議会の動きでありますので、ただ私は今回はそういったマンジ場所は過去に執行側から聞いておりましたのが、頭にありましたので、そういうことで賛成をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第41号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号、議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、議案第42号、第43号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、10番、熊田宏君。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

第2予算特別委員会審査結果報告書。

第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので、一読をお願いし割愛させていただきます。

7、審査結果を読ませていただく前に、14ページの1行目の真ん中ぐらいに「了承」とありますが、これを削除してください。

改めて報告させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第42号、第43号の審査結果は次のとおりです。

議案第42号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,185万円とする補正をするものであります。

歳出の主な内容は、施設の維持管理に要するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ185万9,000円を追加し、歳入歳出予算を4億3,006万4,000円、歳出予算の総額を4億6,160万7,000円とする補正をするものであり、歳出の内容は、除染作業委託等であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告させていただきます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第42号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（栗崎千代松君） 次に、本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、午前中に議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 午前中に、議会運営委員会を開きまして町からの町長提出議案1件を企画経営課長から説明を求め、さらに発議第5号 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議（案）・第6号の大震災及び原発事故調査特別委員会設置に関する決議（案）について、議会事務局長から説明を求め、協議が調

いました。

議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さんこんにちは。それでは説明いたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は町の固定資産評価委員会委員として長年にわたり職務に尽力され、この6月30日をもって任期が満了となる小針多門氏が退任されることとなったことから、矢吹町中畑297番地、岡崎邦夫氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

岡崎氏は民間企業を初め、矢吹町有線放送協会に17年間勤務され、その後福島県南酪農組合連合会に14年間勤務し、平成11年4月をもって退職されました。

また、平成20年7月から平成23年7月まで矢吹町農業委員会委員として職務に当たられ、現在は農業に従事しながら矢吹土地改良区副理事長、本村区長としてご活躍されるなど、豊富な識見と誠実な人柄から地域からの信望も厚く、固定資産評価審査委員会の委員の職務にご尽力していただきたく、ここに提案をいたしました。皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。よろしくご同意申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで同意されました委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時37分）

○議長（栗崎千代松君） それでは、再開いたします。

（午後 2時40分）

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、発議第5号 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議（案）を議題といたします。

事務局長に発議第5号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議（案）。

1、名称、矢吹町議会活性化等調査特別委員会。

2、構成人員、15人。

3、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。

4、調査期間、特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了までの閉会中の継続調査とする。

5、目的、地方分権が進む中、今各自治体では真の地方分権の実現に向けた取り組みが大きな課題となっている。住民がどの地域においても、住みよいまちづくりを進めるための議会の役割と責任も一層大きくなっている。また、議会には不断の研さんによる資質の向上が求められている。地域主権と言われる中で、主権者である町民の信頼にこたえ、民主的で公平かつ公正な議会づくりを進めるためには、二元代表制に基づいた執行機関に対する監視、評価機能の強化が重要である。

また、提案権、修正権等住民の目線において行動する議会の変化が求められる。

このようなことから、議会や議員の役割と責務全般を系統的に調査及び研究し、将来的には条文にまとめ、町民と共有する必要があると考え、議会改革に向けた特別委員会を設置構成するものである。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより、発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより、発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の設置に関する決議は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は可決されました。

ここで、委員長、副委員長選出のため、矢吹町議会活性化等調査特別委員会を開催しますので、暫時休議いたします。

（午後 2時45分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時55分）

○議長（栗崎千代松君） 矢吹町議会活性化等調査特別委員会の委員長、副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。

委員長に大木義正君、副委員長に諸根重男君。

ここで、委員長よりあいさつを求めます。

矢吹町議会活性化等調査特別委員会委員長、大木義正君。9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） ただいま委員長に仰せつかれました大木でございます。この議会活性化は前期からの審議というか、継続で審議しておりまして、ぜひともいろんな定数問題、あるいは一問一答方式、町政報告会、いろいろ課題がありますけれども、町民に信頼される議会を目指すために、一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、皆様のご協力、あるいはいろんなご提案をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより発議第6号 大震災及び原発事故調査特別委員会の設置に関する決議（案）を議題といたします。

事務局長に発議第6号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 大震災及び原発事故調査特別委員会設置に関する決議（案）について。

1番から4番まではお配りした資料に記載のとおりでございます。

5番、設置の目的、3.11大震災による津波被害により引き起こされた大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から早期復旧・復興及び町民救済のため、調査特別委員会を設置、構成するものであります。

特に町民の安全・安心のため、経験のない未知の分野の放射性物質への対応、健康、町農産物を初めとした経済分野への影響など、多大な損害に対し、将来の矢吹町が夢と希望に満ちた町となるよう町民とともに考え、その対応策を講じるために、全議員一丸となり、調査研究をするものでありますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより、発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより、発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号 大震災及び原発事故調査特別委員会の設置に関する決議、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は可決されました。

ここで、委員長、副委員長選出のため、大震災及び原発事故調査特別委員会を開催しますので、暫時休議いたします。

（午後 3時01分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 3時24分）

○議長（栗崎千代松君） 大震災及び原発事故調査特別委員会委員長、副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。

委員長に鈴木隆司議員、副委員長に藤井精七議員。

ここで、委員長よりあいさつを求めます。

大震災及び原発事故調査特別委員会委員長、鈴木隆司君。5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

- 5番（鈴木隆司君） このたび特別委員会の委員長を仰せつかりました鈴木です。この大震災並びにその原発事故によるこの放射能問題というのは、福島県、あるいはこの我々矢吹町にとっても大変重要な問題で、これから長い戦いになると思います。前委員長、副委員長を中心に、我々も活動してきました、それなりに効果も上がっているところでございますので、引き続き、私、委員長として頑張りますので、皆様のご協力をお願いいたしまして、あいさつとかえさせてもらいます。ひとつよろしくお願ひします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

- 議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長、総務常任委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長、総務常任委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長、総務常任委員長からの継続調査の会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

- 議長（栗崎千代松君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

- 議長（栗崎千代松君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力お願いいたします。

これにて第370回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

（午後 3時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 8月31日

議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 薄葉 好弘

署 名 議 員 佐藤 幸市